

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (7) (21 . 1 定)			
日 時	平成 2 1 年 3 月 1 2 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 7 時 0 2 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	前田委員長、菊地副委員長、秋元・大橋・中島・高橋・佐藤・ 佐々木・横田 各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育各部長、会計管理者、 小樽病院事務局長、消防長、監査委員事務局長、保健所次長、 選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p style="padding-left: 20px;">委員長</p> <p style="padding-left: 20px;">署名員</p> <p style="padding-left: 20px;">署名員</p> <p style="text-align: right; padding-right: 20px;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中島委員、佐藤委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。千葉委員が秋元委員に、鈴木委員が横田委員に、吹田委員が大橋委員に、斉藤陽一良委員が高橋委員に、山口委員が佐々木委員に、北野委員が中島委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

共産党。

菊地委員

使用料・手数料の問題について

初めに、使用料及び手数料の問題について何点かお尋ねいたします。予算説明書の31ページです。

昨年 の 第 4 回 定 例 会 で 使 用 料 及 び 手 数 料 に か か わ る 条 例 案 が 提 案 さ れ て 審 議 し ま し た 。 そ の 審 議 の 中 で 、 財 政 効 果 に つ い て は た し か 3,000 万 円 と 伺 っ て い た と 思 い ま す が 、 そ れ で 間 違 い な い で し ょ う か 。

（ 財 政 ） 中 田 主 幹

使用料の改定効果といたしまして、あくまでも平成20年度予算がベースですけれども、見込んだ結果、3,000万円ということで答弁させていただいています。その3,000万円の内訳ですけれども、そのうち企業会計の産業廃棄物等処分事業会計分が800万円ございまして、一般会計としてはその差額の2,200万円の効果ということで見込んでおります。

菊地委員

そうしますと、単純に前年度予算額よりも2,200万円、今年度予算額が多くなるのかなというふうに思っていたのですが、そうなっていないのはなぜでしょうか。

（ 財 政 ） 中 田 主 幹

今の改定した施設の使用料及び手数料につきまして、平成20年度予算と21年度予算の計上額を比較しますと、約1,800万円の増になってございます。先ほど2,200万円と申し上げましたので、それよりも若干下がっていますけれども、その分については効果が出ているということでございます。ただ、改定しなかったほかの使用料及び手数料のほうで大きく減額になっている部分がございます。全体的には使用料及び手数料の予算計上額では、対前年度比1,700万円ほどの減になっているところでございます。

菊地委員

ちなみに、今、ほかの使用料及び手数料のところ大きく落ち込んでいるとおっしゃっていましたが、具体的にどういったところで落ち込んでいるのか、お知らせください。

（ 財 政 ） 中 田 主 幹

前年度と予算計上額で比較いたしますと、使用料及び手数料で大きく落ち込んでいるものとしては、ごみ処理手数料が1,633万円の減、指定保税地域使用料が1,341万円の減、船舶給水施設使用料が779万円の減、総合博物館使用料が592万円の減、その四つを合わせて4,345万円の減となっております。

菊地委員

4 年 に 1 度 、 使 用 料 及 び 手 数 料 の 見 直 し を か け て い く と い い な が ら 、 全 体 的 に は 財 政 効 果 に な ら ない と い う こ と

ですよね。景気や社会情勢に左右されて、こうした使用料及び手数料の落ち込みを市民が日常的に使用する教育施設とか、そういうところの使用料で補てんしていこうということにはならないと思いますし、逆に市民は生活防衛で財布を引き締めていきますから、イタチごっことなり、使用料及び手数料を上げては、また決算は下がるということだと思ふのです。そういう意味では、逆に市民が気軽に利用できる使用料及び手数料というものについての考え方というか、そういうことを模索していくべきではないかと思うのですが、ちなみに家庭ごみの処理手数料、これが大きく落ち込んでいるということで、ごみの減量とかということでもあると思うのですが、この点でこの後、手数料を上げようということを考えてはいらっしやらないとは思いますが、一言御確認しておきたいと思ひます。

生活環境部次長

ただいまのごみ処理手数料の件でございますけれども、平成17年度に家庭ごみの有料化ということを実施してございまして、それ以降、ごみの減量化、それからリサイクル推進が順調に図られてきております。今後に向けましても、これらの推移といひますが、減量化、リサイクル推進の関係、これらの意識が市民の方々に維持されていくというようなことでの価格設定の関係は常に考えていかなければならないと、このように思っているところでございます。

菊地委員

今の御答弁というの、どうとでもとれそうなものではないかと思ひます。そのことを理由にして手数料及び使用料をここで大きく見直して市民負担になるというようなことは、厳に慎んでいきたいということを指摘しておきたいと思ひます。

放課後児童クラブについて

次に、放課後児童クラブについてお尋ねします。

今年度の予算では、試行的に放課後児童クラブの開設を4月、5月の土曜日に行うということの説明を受けていますが、試行で開設を予定している学校についてお示してください。

（教育）生涯学習課長

平成21年度に試行で土曜日開設する予定の小学校につきましては、長橋小学校、若竹小学校、手宮西小学校、最上小学校、天神小学校の5校となっております。

菊地委員

この5校で試行するというふうに判断されたのは、どういった事情からですか。

（教育）生涯学習課長

あくまでも試行ということでございますので、在籍する児童の数が一定以上の放課後児童クラブで、現在の5校の拠点校からの距離が比較的遠い学校と、そういう二つの観点から、この5校を選定しております。

菊地委員

それで、なぜ4月、5月だけなのかということについてお聞きします。

（教育）生涯学習課長

4月、5月としました理由につきましては、放課後児童クラブにつきましては、新入学の1年生につきましても、1学期の始まる前の4月1日からの受入れをしてございます。新1年生が学校になれるまで、それからさらに新しい環境である放課後児童クラブにもなれなければいけないという、この二つの点を考えますと、現在の5校の拠点校に行くということは、その新入学生児童は自分の学校以外のところに土曜日に行くというような形での負担がかかることになるので、それを少し解消できるのかなということ、4月、5月、この2か月を試行の期間としたものです。

菊地委員

今のお話でいきますと、そういう理由であるならば、なおさら通年で土曜日も開設してあげたほうがいいのでは

ないかと思うのですが、なぜ 4 月、5 月なのですか。

（教育）生涯学習課長

土曜日の利用状況でございますけれども、年度当初には約 500 名程度の児童が放課後児童クラブに登録され、そのうち、土曜日に利用するというので登録については 4 割程度、さらに実際に土曜日の利用の平均については 1 割程度という状況でございます。なお、年度当初に登録された児童についても、だんだん学校や家庭等になれていって、家庭で留守番ができるようになるということで、年度当初からだんだん登録利用数が落ちてくるというのが毎年の状況でございます。そういうことから考えて、効率的な運用をするために 4 月、5 月ということで試行をしたいと考えているところです。

菊地委員

効率的な運用というところの考え方をもう少し詳しくお示してください。

（教育）生涯学習課長

先ほども申しましたように、実際の利用実態が登録児童の 1 割程度ということがございますので、小規模な放課後児童クラブにおきましては、登録はあっても実際は土曜日に来ない、こういったことが多々想定されます。そういうこともありまして、年度当初が比較的児童の利用の多いところということで考えてございます。

菊地委員

つまり通年で開所していても、それほど利用実態はないだろうということですね。

（教育）生涯学習課長

通年開けることによって、利用しない日があるということが考えられるということはもちろんあるのですが、実際には 4 月、5 月が済んで、児童が学校や放課後児童クラブの環境に順応してこられたということで、それ以降については、五つの拠点校に移行して、そちらで土曜日も放課後児童クラブが利用できるという受皿が担保されているという考え方があるものですから、4 月、5 月というふうに考えております。

菊地委員

拠点校に行く場合は、基本的に土曜日は保護者の送り迎えということになっています。そういう意味では、近くの学校でそういった保護者の負担を少なくしながら、通年で利用できるほうがずっと放課後児童クラブの利便性が向上すると思うのですが、そのことについてはいかがでしょうか。

（教育）生涯学習課長

委員のおっしゃるとおり、拠点校の校区外の児童が利用する際には、児童の安全を考えて、保護者の送り迎えを原則としております。そういうこともありまして、平成 21 年度については試行ということで 5 校を開設するわけなのですが、その利用状況等を見て、22 年度に向けては委員のおっしゃる保護者の利便性という観点もございまして、拡大についても検討してまいりたいと考えております。

菊地委員

もう一つ、今学校になれてきたり、これまでも放課後児童クラブの人数が夏休み明けにどんどん減っていくという実態はあるのですが、児童の掘り起こしといいますか、実態だけではなく、なぜ利用者が少なくなっていくのかということについて具体的に保護者とかが児童の要望をどこまで把握されているのか、そういったアンケート調査なり、要望を聞く手だてをこれまでとられてきたということはあるのでしょうか。

（教育）生涯学習課長

利用される児童、保護者の意向調査ということになりますが、日常的には保護者とそれから指導員が交わしているノート、その中で意向についてはいただいております。もう一つ大事な点で委員がおっしゃったように、夏休み明けのころに退会していくというような状況の中で、どういうことが起きているのかということについては、私どもで退会届をいただいたときには、退会の理由を記入していただいておりますので、どういう理由で退会していく

のかという形では見させていただいております。

菊地委員

今、4月、5月の試行をしながら22年度に向けた考え方を検討していくとお答えをいただいたのですが、この5校に加え22年度は新たにもっと多くの学校に拡大していき、なおかつ通年になるのか、あるいは夏休み明けぐらいまで延ばすとか、そういう拡大に向けての見通しというのはいかがなものでしょうか。

（教育）生涯学習課長

平成21年度に試行ということですので、これから始まる試行の状況を見なければならぬということですが、先ほども申し上げましたように、22年度に向けては、4月、5月の開設、これについては拡大ということも考えられるということで、検討のほうを進めてまいりたいと思います。また、利用状況によっては通年開設、例えば拠点校を増やすということになるかと思いますが、児童の利用数、あるいは近隣の学校との距離等を総合的に勘案して、検討してまいりたいと思います。

菊地委員

国も次世代育成支援の中では放課後児童クラブについては、理念上は拡充していかねばいけないとか言いながら、財政的には締めつけてくるという、非常に腹立たしい部分はあるのですが、児童と働く保護者の安心・安全を確保するために、ぜひ前向きに検討していただけたらと思いますので、お願いいたします。

中島委員

北しりべし廃棄物処理広域連合の負担金について

予算説明書の衛生費のうちの清掃費に、北しりべし廃棄物処理広域連合負担金10億857万2,000円が出ております。最初に財政部にお聞きしますけれども、今回予算討議に当たって財政部から提出されたいろいろな資料の中に、21年度の負担金、補助金、交付金などをまとめたものがありました。その中でも一番大きな額を占めているのが、これではないかと思えます。石狩湾新港管理組合負担金の3億9,000万円と比べても2倍以上の額で、この北しりべしの負担金については、どういう順番といいますか、大きさというか、そこら辺についていかがですか。

財政部長

この負担金の位置づけといいますか、そういう趣旨かなと思えますけれども、確かに1件の負担金としては大変大きなものでございます。これにつきましても、重々御存じのとおり、ごみ処理の広域化という中で総合的に広域連合をつくりまして、その中で施設の整備と維持管理をしているものでございます。この負担金の精査につきましては、私ども財政サイドからも特に毎年度の維持管理の費用については、十分に検討願いたいということで申入れをした中で算定をさせていただいておりますので、予算上としてはぎりぎりの中でやむを得ない数字であろうというふうには思っております。

中島委員

ごみ焼却施設やリサイクルセンターの運営については、北しりべし廃棄物処理広域連合議会で審議されております。しかし、小樽市の財政にかかわる問題として、今回取り上げたいと思います。

平成19年4月から稼働しているごみ焼却施設とリサイクルセンターの運営維持・管理業務の委託料金、19年度から33年度までの15年間のごみあるいは資源物の搬入量を見込んで、委託契約を交わしています。小樽市の負担額は今でも10億円を超えていますけれども、最高額はいつごろ幾らになるのか。最終的に15年間で総額幾ら払うことになるのか、これについてお答えください。

（生活環境）管理課長

平成33年度までの小樽市の負担分につきましては、北しりべし廃棄物処理広域連合のほうから示されております。その中で、平成21年度の委託料をベースに一部見直した中では、その最高額につきましては、28年度に16億3,063

万8,000円となります。そういった中で、15年間の総額といたしましては、193億690万4,000円となっております。

中島委員

お聞きのとおり、大変な額になります。委託料は固定費とごみ搬入量によって変化する変動費に分けて計算されております。小樽市の負担分というのは、この委託料以外にも設備費の借金分として払っていく分もあるわけですが、事業契約書には消費税抜きの額が示されているだけで、各年度の委託料というのは明確な額はうたっていないのです。このような契約の交わし方というのは、一般的なものなのでしょうか。額が明確にならない契約の仕方ということについてお聞きします。

（生活環境）管理課長

私どもが北しりべし廃棄物処理広域連合のほうから聞いております実際の事業契約につきましては、一応平成19年度をベースにした33年までのそれぞれの年度の見込額として計上された形での契約ということで、トータルで消費税抜きでございますけれども、149億4,990万円ということでの契約が締結されているというふうに聞いております。

中島委員

どうなことが起きているかといいますと、小樽市の負担金は平成19年度予算では8億2,375万円、20年度予算では8億6,871万円、21年度では10億857万円です。年々増額しているのです。15年間のわずか3年目にして、19年度に比べて1億8,500万円増えています。今後も小樽市の負担額は増え続けると、そういうふうに北しりべしの事務局も言っています。現時点で先ほど小樽市が15年間で払う総額についてはお聞きしましたけれども、今お答えになっている約149億円と当初総額として見込んでいたものが、この増え方のペースでいきますと、今の段階で幾ら増えることになりますか。

（生活環境）管理課長

この委託契約につきましては、先ほどの149億円うんぬんの金額をベースに、毎年度のごみの処理量、さらには電気、水道、燃料等の単価等を基に、毎年見直すこととなっております。そういった中で、平成21年度につきましてはごみ量は計画では減っておりますけれども、片や燃料費等が高騰しており、21年度のベースで今後の委託料を計算した場合には、総額で33年度までに1億6,456万円ほど増えるような見込みになってございます。

中島委員

それでは、平成21年度の可燃ごみの搬入量は幾らを見込んで計画を立てていますか。

（生活環境）管理課長

平成21年度の可燃ごみの搬入量ですけれども、6市町村の家庭系、事業系、すべて合わせまして、4万6,800トンと見込んでございます。

中島委員

4万6,800トンの見込みで計画しているとのことですが、平成19年度から33年度の15年間に毎年どれぐらいのごみが入ってくる予定かという計画を最初に示しています。その15年間の計画の中で、この4万6,800トンというのは、どの年度に該当しますか。

（生活環境）管理課長

計画としては平成33年度までしておりますけれども、当時のその計画では、毎年徐々にごみは減量していき、最終的には平成33年度で4万9,512トンと見込んでおります。そういった意味では、4万6,800トンがどの年度になるかといいますと、最終年度を下回っているという数字でございます。

中島委員

委託契約では、変動費としてごみ量が減量になれば委託料は減額になる。そのための変動費なのです。焼却施設それからリサイクルプラザ、合わせて委託料というのは、予算額で見て、平成19年度、20年度、21年度、どうい

額になっているのでしょうか。

（生活環境）管理課長

平成19年度は8億2,435万5,000円、20年度は8億671万9,000円、21年度は8億2,725万6,000円となっております。

中島委員

この委託料は、若干増えたり減ったりというふうになる予定でしたから、平成20年度は若干減っているのですが、問題は21年度、既にごみの搬入量は15年間の最終年度を下回る見込みになっているのです。もう計画ではこれ以上減らないというほど、ごみが減ってくる予定になっている21年度なのです。それなのに、委託料自体は19年度より増えている。ごみの減量分が委託料に反映していないのではないかと私は思うのですが、なぜ減らないのでしょうか。

（生活環境）管理課長

ごみの量が減っているという部分については、間違いなく委託料としましては減ります。そういったことで、先ほど平成19年度の8億2,400万円に対して、20年度は8億670万円ということで、約1,800万円減額になっております。ただ、21年度につきましては、この委託契約のルールでは前々年の10月から前年の9月までの物価等を基に計算するようになってございます。そういった意味で、燃料の高騰の一番影響のある時期が、ちょうど21年度の委託料の算定に使用する物価に当たったということで、21年度については一気に上がったという状況になってございます。

中島委員

変動費は下がったとしても、そのほかの要素で結局引下げにならなかったということですか。先ほどの手数料みたいな御答弁ですけれども、そうしたら変動費のほうは下がったのに、変動費を超えて高くなった具体的な中身は灯油代だけですか。それ以外に引上げになる要素というのは、固定費や変動費の中でどういう項目があったのかということについて、説明してください。

（生活環境）管理課長

そのほかには、電気代ですとか、あと人件費につきましても、勤労統計調査等に基づいた賃金指数での変動あるいは事務室の灯油代ですが、そういったものも変動することになっております。

中島委員

具体的に言えば、固定費の中のプラント補修、土建補修、分析計画運営事務費など、企業側の額がベースになるところもあるのですが、これは日銀の調査統計局の指標によって、2パーセント以上の変動があったときに変更になるという、そういう中身になっているのです。その部分が大きく影響して、焼却施設もリサイクルプラザも値上げになっているのです。ですから、いくらごみ量が減っても、固定費の中の企業の設定した指標そのものの変動で委託料は上がるという仕組みになっているのです。

私はやはり非常に問題だと思うのです。これから先、16億円を超すお金が出ていく時期が来る。さらに、毎年上乘せになる額も見込まれている。そして、ごみをいくら減らしても料金は減らない仕組みがある。この今説明したプラント補修、こちら辺の料金の設定、ベースになるお金を決めるときには、北しりべしの連合議会の中でも、企業秘密として中身が明らかにされないで決定したものです。結局、そのことが大きな負担をつくってくる原因になっているのではないかと私たちは思います。こういうことを明らかにしないで、議決することはまずいということで一貫して主張してきましたけれども、やはりそういう心配が明らかになったのだと思うのです。

今後のことを考えれば、この際、契約の見直しをするべきではないかと思うのです。委託料がごみをいくら減量しても減らない仕組みになっているというのは、当初の変動費の意味をなさないで、そういう点で、委託契約のあり方そのものを検討して、ちゃんとごみが減ったときには中身が反映されるような委託契約を考えるべきだと思うのですが、この点ではいかがでしょうか。

（生活環境）管理課長

確かにこの契約を平成18年9月に締結したときに、広域連合の議会のほうでいろいろ御議論があったことは承知してございます。ただ、先ほどのプラント補修うんぬんにつきましても、実は根っこになっている部分は燃料代、こういったものが今回の大幅な増につながっているというふうには聞いてございます。そういった意味からして、今回、先ほど申しましたように、平成19年度から20年度にごみの量の見込みが減ったときには、現実として委託料は落ちているというふうな要素はございます。今回増えたのは、あくまでもそういう物価等の絡みであって、特にその大宗を占めております燃料部分の影響が大きかったというふうに聞いておりますので、私どもといたしましては、これは委託契約時の一定のルールに基づいて契約している部分でございますので、契約そのものは毎年度きちんから見直されているというふうに理解しております。

それと、あと小樽市の負担金の立場で申しましても、先ほど財政部長のほうからも申し上げましたが、6市町村との了解の下で小樽市のほうで財政部のヒアリングということで査定をするというふうになってございまして、そういった中でも、21年度の負担金の際には、経常的な経費の中で一部見直しをさせていただいている部分もございません。それから、小樽市から派遣職員が10数名行っております。本市の総務部のほうから、その辺の人員体制の見直しというのは、常に要求しているところでございまして、そういった中で母体負担金についての、見直しは常にしているというふうに御理解いただきたいと思えます。

中島委員

こういう委託の仕方がいいか悪いかということについては、それぞれの見解があると思いますが、いったん結んだ委託契約を見直すという、こういうことは一般的に可能なのでしょうか。これは契約の問題なのですが、一般論としてでいいのですけれども、契約の見直しということはあり得る、できるものなのでしょうか。

（生活環境）管理課長

あくまでもそれは契約解除になるというふうな考え方になるかと思えますので、その際には違約金等その他いろいろ問題というのは発生するかと思えます。

中島委員

国民健康保険について

次に、国民健康保険の問題でお尋ねしたいと思います。

今回は、国民健康保険事業会計の補正予算が出ていますけれども、3億円の減額補正という中身です。この3億円が大きいのか、それとも妥当かというところはいろいろ意見があるところだと思うのですが、今回の減額補正の理由を説明してください。

（医療保険）国保年金課長

今回の退職被保険者の療養給付費の3億円の減額でございますが、大きい理由につきましては、被保険者の人数を当初予算で月平均3,440名ほどと見ておりました。ところが、実際決算の段階では2,720人と、720人ほどの減少になったと、これが大きい理由でございます。

中島委員

それは、どうしてそういう見込み違いになったのか、その背景と中身についても詳しく説明してください。

（医療保険）国保年金課長

毎年、保険給付費を算定する際は、被保険者の人数が当然大きい要素を占めますので、その分は推計をして人数を算出してございます。それで、退職被保険者につきましては、平成14年10月に老健制度が変わり、5年をかけて1歳ずつ年齢を引き上げていくような制度改正がございましたので、平成15年度以降、本来は老健制度に移る方が国保に残るといような形で、増加傾向にありました。そのような中で、20年4月の制度改正により、前は75歳までは退職被保険者に入っていたのですが、その65歳以上の退職被保険者はすべて一般に移行し、それに伴いまして

65歳未満の被扶養者も一般に移行すると、そのような形になっておりまして、被保険者を出す際には、17年度実績、18年度実績、それに19年度の推計数字を基に決算数字を見込みまして、その中で19年度と18年度の伸びを考え、20年度の見込数を出したわけでございます。

ただ、先ほども言いましたように、20年度の4月から制度が大幅に変わり、4月1日以降、後期高齢者に移行する人数とか、70歳から74歳で一般被保険者に移行するとか、65歳から60歳で一般被保険者に移行するとか、そのほか65歳未満の被扶養者もそれぞれある程度の数字を見込んで算定したわけでございますが、数字については実績がない中で推計した部分がございますので、このような誤差が生じたという状況でございます。

中島委員

年齢で区切って推計されるというのは、65歳からとか75歳からという、そういうもので見ると、一定数は明らかになるのではないかと思うのですけれども、そういう年齢を区切った人数の見込みでも誤差が出るというのは、どういうことなのでしょう。

（医療保険）国保年金課長

給付費の部分につきましては、3月から翌年の2月までの1年間が給付になってございます。平成20年度の給付につきましては、20年3月から21年2月までというような形の部分で、20年3月分だけは結果的に旧制度という形になってございます。それで、20年度の当初予算をつくる際は、10月ぐらいの実数しかつかめませんので、19年11月以降の部分の推計として20年度の状況をつかまえたというような状況になってございます。その時点の実績と一般退職の部分の実数の部分についても、かなり推計の部分が20年度予算の中には含まれており、今回そのような差になったというような形でございます。

中島委員

実績がなかったとおっしゃるのなら、今回の取組で今後はそういう食い違いというのはかなり是正されて、正確なものが出てくるというふうに考えていいのでしょうか。

（医療保険）国保年金課長

一般、退職とともに平成20年4月からそれぞれの新しい制度に基づきまして人数を押さえておりますし、それ以降の動きもございまして、ある程度推計も入ってきますので、誤差は生ずる部分があると思うのですが、できるだけ適正な数字でつかまえて、21年度の予算措置をしたつもりでございます。

中島委員

最終的に、雑入で4,870万円と出ていますけれども、この雑入の内訳はどういうものですか。

（医療保険）国保年金課長

今回の補正予算につきましては、総額で3億1,200万円ほどの減額補正をさせていただきました。それで、それそれに伴います数字が固まったとか、今言った3億円の減額補正をしたとか、そのような中で、収支計算をした段階で4,800万円ほど収支不足が生じたもので、諸収入の中に仮の空財源といったらちょっと語弊がありますが、そのような形で積ませていただいた数字でございます。

中島委員

ということは、平成20年度決算見込みでいけば、4,800万円ぐらいは赤字として出てくる可能性があるかと、そういうふうに理解していいのでしょうか。

（医療保険）国保年金課長

4,800万円という数字につきましては、今回補正予算で組みました3億1,200万円が足りない部分の収支不足を計上させていただいています。ただ、今後の要素につきましては、補正予算を組んだ以降の平成20年度の実際数字は1月ぐらいまでの数字が来ており、まだ2月の1か月分の医療費や退職分の収支の状況、あとは国から例年来ております特別調整交付金の収入状況、そのようなものも加味して最終的な数字になりますので、4月中なり末、

遅ければ 5 月の初め、そのぐらいになって決算の数字が出てくるのかなと思います。したがって、今の段階でそこが単純に 4,800 万円積まざるものなのか、もっと少なくなるのか、そこら辺の部分は実際の数字を見てみなければ、何とも言えないような状況でございます。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

佐藤委員

桜ヶ丘球場について

社会体育施設についてということですが、桜ヶ丘球場のことについて質問させていただきたいと思います。本年度の桜ヶ丘球場の利用状況についてお知らせいただきたいと思います。

（教育）生涯スポーツ課長

今年度の桜ヶ丘球場の利用状況については、1 万 1,403 人でした。

佐藤委員

大体で結構ですが、例えば子供ですとか、社会人ですとか、高校球児ですとか、その辺の内訳についてはいかがでしょうか。

（教育）生涯スポーツ課長

利用者の状況については、大変恐縮なのですが、子供、大人という形の利用状況の区分については集計を押さえておりません。今のお話のとおり、子供については、ここで使っている分については中体連またシニアということで中学の硬式野球のリーグがあるのですが、こちらのほうの大会、練習等で使っているという人数が主でございます。あと、一般的な形では社会人が主で、高体連が春季と夏季という形で 2 シーズンぐらい入っているという状況になってございます。

佐藤委員

昨年ですが、高校の出場校の P T A の一人として高校野球を見に行ったら、試合前の練習中にけがをした子供がいたということを聞きました。

それで、昨年度に起きた桜ヶ丘球場での事故の件数とそれぞれのけがの状況についてお知らせいただきたいと思

います。

（教育）生涯スポーツ課長

桜ヶ丘球場での事故については、私どものほうには直接連絡がなかったのですが、たまたま 12 月に高校野球連盟の小樽支部のほうから昨年の大会において 2 人の選手の方がけがをされたという報告を受けました。その状況については外野フェンスとありますが、ファールグラウンドのほうで捕球をしようとして、それをとるのにフェンスが大体 1 メートルぐらいなのですが、それを飛び越してとったということで、その際にネットがあるのですが、そのネットに顔面をぶつけられたということでけがをしたと、そのような例が 2 件ぐらいあったという話を伺っているところでございます。

佐藤委員

私が聞いた範囲では、けがの状況は、裂傷又は骨折で、1 人に関しては手術の状況だったという話を聞きました。昨年以前にも、桜ヶ丘球場でこのような事故が頻繁に起きていたのかどうか、そういうところに関しては、どのように押さえているのでしょうか。

（教育）生涯スポーツ課長

今回の件で、私どものほうも各野球団体のほうにいろいろ確認をさせていただきました。その中では、今までそのような例はなかったと伺っております。また、中学生が利用されるシニアのほうにも伺ったのですが、そういう

例はないと報告を受けてございます。

佐藤委員

平成21年度の予算では、20年度の予算に比べて9万5,000円ほど桜ヶ丘球場の予算が減額されていますけれども、このような状況の中で、今後はどのような対策を考えられているのか。もし考えていることがあれば、お知らせいただきたいと思います。

（教育）生涯スポーツ課長

これにつきましては、先ほどもお話ししましたように、高野連のほうからも桜ヶ丘球場の整備についての要望がございました。これに基づいて、外野フェンスのほうを修繕するとなりますと、本来のラバーというのが大体百五、六十万円ぐらいの経費なのですが、これについて外野といいますか、ファールラインについてはフェンスが大体1メートルぐらいしかないのです。本当のフェンスについては2メートルぐらいの高さがあるのですが、芝生があるので、そちらのほうで観客の方が見られるという前提もありまして、1メートルの高さにして金網のフェンスをつけている状況があったのです。その金網については、ラバーが何かを張って、けがの防止ができないかということで、今、研究をしております、見積りもとっているところで平成21年度の予算で何とかカバーをかけていきたいと今考えているところでございます。

佐藤委員

大変前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございます。ぜひ、高野連のほうとお話をしながら、ということがやはりベストで、今後そういう事故が起こらないということを前提に、施策なり話を進めていただきたいと、そのようにお願いしたいと思います。

横田委員

体力テストの問題について

教育委員会にお尋ねをいたしますが、通告をしませんでしたけれども、代表質問で全国体力・運動能力、運動習慣等調査の質問をしまして、サンプル数が少なかったので、公表しない、正確な数字を出すことができないということです。正確なということではなくて構いませんけれども、何校か実施されたわけですから、当然平均値なりなんか出ていると思うのですけれども、いわゆる道教委の指導や実施要領ですが、そういうのに縛られないで、小樽の子供たちの体力は道内でどうなのだろうかというぐらいはどうでしょうか、お教えいただけないでしょうか。

（教育）指導室主幹

公表につきましては、実施要領に基づきまして、過度な競争につながるようなことがないこと、体力は個人の発育や発達状況が大きくかわることも十分配慮して適切に取り扱うということが示されておりまして、この体力テストの目的としては、個人又はその学校でどれだけ指導に生かすことができるかということのをねらいとしておりますので、公表については差し控えさせていただきたいというふうに思っております。

横田委員

わかるのだけれども、小樽の子供がすばらしく体力がすぐれているのか、それとも大したことがないのか、全然だめなのか、そのぐらいはそんなかたいことを言わないでどうですか。それでもだめですか。子供の親だって知りたいと思うのだけれども、いかがでしょうか。

（教育）指導室主幹

お気持ちは十分わかるのですけれども、現段階につきましては、差し控えさせていただきたいということでございます。

横田委員

ちょっと何かかたいな。

新学習指導要領への移行について

本題に入りますけれども、新学習指導要領が 4 月から先行実施ということで、移行期間に入るわけです。それについて何点かお聞きいたしますが、実施まであと何日かです。学校現場で実際に新学習指導要領に移行するに当たって、準備といいたいでしょうか、いろいろなことをしてきていると思いますが、簡単に言うと、それは万全な体制で移行できるのでしょうかということをお聞きします。

（教育）指導室主幹

市教委としましては、昨年 2 月に新しい学習指導要領の趣旨や時数、そして内容などのポイントを示した資料を全教員に配布しております。また、8 月には後志教育局の義務教育指導班主査を招きまして、管理職の研修を行っております。あと、小学校、中学校各校長会では、新学習指導要領のポイント、移行にかかわる内容のガイドブック又は手引を作成し、全教員に配布をしております。各学校においては、それらを十分に踏まえた上で、現在指導計画の作成を行っているところで、今月末までには指導員のほうに提出をするという形になってございます。

横田委員

ホームページなんかにも手引、解説だとかが載っていますが、物すごい量ですよ。ちょっと私も最初は見てみて、嫌になりましたけれども、これを今言われたように全教員がしっかりと読まれて、よし、4 月からこれで行くぞというふうになっているかなと、そうやってくれていると一番いいのしょうけれども、どうなのかなという気はするのです。学校現場でそういうふうにしなさいと指導されているのしょうけれども、実際に、指導の準備が小樽の学校で本当にしっかりと進めているという認識といいたいでしょうか、こういった検証をされたかわかりませんが、自信を持って答えられましたけれども、そういったことはどうなのですか。こういうふうに指導しているから絶対やってくれているのだと、そういう認識ですか。それとも、何か検証されているのですか。

（教育）指導室長

小学校が平成 23 年度から、中学校が平成 24 年度から新しい学習指導要領で実施されて、来年度からそれぞれ移行期間に入っていきます。それで、この 2 年から 3 年については大変重要な時期で、展望と計画を持って学校運営に当たらなければいけないと、校長会と一緒に考えているところであります。

それで、新学習指導要領へ円滑かつ確実に実施できるように、先ほど主幹が申しましたように、市教委、校長会が一体となって取り組んでおります。それから、学校訪問又は校長との情報交換を通して、各学校の指導計画の作成状況について把握しておりますが、教員がそれぞれ学校で分担を決めて作成しており、校長、教頭だけでつくっているわけではありませんし、これからの学校計画をつくっておりますので、その移行期の理解ができていないと、指導計画の作成は実際にはできないものですから、それらが作成されているということで、教員も理解して取り組んでいるものと押さえております。

横田委員

わかりました。いろいろ研修等々のお話もしていただきましたので、しっかりと再度指導されていると思います。今、一つ一つの学校現場でどういうふうになっているのかということも、たぶん学校の校長、教頭、管理職がしっかりとやっているから大丈夫だということだと思いますけれども、管理職に対して研修したみたいなお話でしたけれども、そこから今度下にちゃんと伝わっているかということが、私どもは知るすべはないですけれども、教育委員会あたりではしっかりと把握し 4 月からも滞ることがないようにしてほしいですね。

これはこの辺にしておきますが、その新学習指導要領のポイントというのは、私も見させてもらいましたけれども、何点かありましたが、その中で、道徳教育については極めて強化するような形というのでしょうか、総則がありまして、総則の第 1 の 1 項目は全般的なことを書いているのですが、第 2 項目にもう道徳教育が来ているのです。道徳教育は道徳の時間をかなめとしてという言い方で、道徳の時間をしっかりとやりなさいということだと思うのです。裏返せば、今までしっかりとなされてなかったもので、こういうふうに文部科学省あるいは道教委が指導してきて

いるのかなという気がしますが、極めて重要視しているのではないかなというふうに私は読み取りましたので、この辺についてはどういう御見解をお持ちですか。

（教育）指導室主幹

今回の改訂によりまして、道徳教育は各教科、総合的な学習時間、特別活動とそれぞれの特色に応じて行うとともに、あらゆる教育活動を通じて適切に行わなければならないということが明確化されました。

その中で、とりわけ道徳の時間につきましては、各活動における道徳教育のかなめとして、それを補充、深化、統合する役目を果たすということもしっかりと書かれております。

それで、各学校の道徳の充実につきましては、体験的な活動、例えば総合的な学習の時間で地域の清掃活動を行い、そういうことを行ったことを道徳の時間に取り上げて、それぞれ個々の価値として形づけていくという取組を行いながら、各道徳とその他の領域との関連を図りながら、進めていきたいというふうに考えております。

横田委員

私もそうですが、我が党の議員から今まで何回か、小樽の学校の現場で道徳の授業がしっかりとされていないのではないかと、ホームルーム的なことに使ったり、あるいは違う教科をやったり、ビデオを見ただとか、ビデオはいいですが何かいろいろなことで、本来の道徳ということの授業をしていないのではないかと思います。これはいろいろ教職員団体の思いもあったのでしょうけれども、その辺の事情は前にお聞きしましたので、今日は聞きませんけれども、結局授業としてちゃんと35時数ですか、年間にはあるわけですから、その時間をちゃんと教育課程として、こういうことを教えるというのは当然なされていると思うのですけれども、全体計画だとか、それから年間の計画だとかありますよね、道徳の。その辺については、先ほどの新学習指導要領の計画は3月末までというふうになっていますけれども、この道徳に関する全体計画だとか、年間計画も同じということですか。

（教育）指導室主幹

道徳にかかわる全体計画や年間計画につきましては、新しい指導要領ということよりも、これまでも各学校から提出をいただいております。ただ、委員の御指摘のとおり、計画どおり、ちゃんとすべてができていくのかという点につきましては、やはり内容によっては特別活動に近いような内容もないことはないというふうに考えておりますので、学校訪問等においていろいろ指導等をさせていただいております。

横田委員

報道でも、この前こんなふうには書いていました。前置きがあって、道内の道徳の授業が形がい化している。北教組の影響が強い道内では、国による強制を嫌って、道徳の授業を行事に置きかえることが珍しくない。道徳教育の蓄積がないので、学校ではいきなり新年度からなかなか大変だと。そんな内容のことが書かれておるのですが、ぜひこれを機会にしっかりと道徳教育をしてほしいと思います。私が言うのも口幅ったいですけども、子供たちが荒れているだとかということもありまして、いろいろなことがありますので、しっかりと道徳の授業をやっていただきたいというのが私の希望であります。

それで、その新学習指導要領の道徳の項に道徳教育推進教師を各学校に設置しなさいと、そういうふうになっておりますが、これの現状についてはどういうふうになっていますか。

（教育）指導室主幹

新しい学習指導要領の中には、道徳教育推進教師というものを位置づけるようにというふうになっております。ただ、これにつきましては、教務主任のような法的な位置づけはございませんが、学習指導要領の本文の中に役割が明記されていることを踏まえて、全教員が効果的で実効性のある指導体制を新たに構築することが必要であるということから、すべての学校に対しましては、それを来年度からしっかりと組織の中に位置づけるようにということで指導しております。

横田委員

この道徳教育推進教師の役割というお話がありましたが、役割の主なものを挙げてみてください。

（教育）指導室主幹

幾つかありますけれども、主なものとして、道徳教育の指導計画の作成に関すること、全教育活動における道徳教育の推進充実に関すること、道徳の時間の充実と指導体制に関することなどがあります。

横田委員

今、3番目に道徳の時間の充実と指導体制ということですから、この道徳教育推進教師がしっかりと計画を立てて、学校でいわゆる道徳の中心となってやっていただければ、その時間は確保できる、あるいは検証もしっかりできるという認識でよろしいですか。

（教育）指導室主幹

そのように考えてはおります。そのように学校でも機能するように、今後とも指導していきたいというふうに考えております。

横田委員

今までの実態といいましょうか、なかなか道徳の教育ができていなかったというのは、これは現実だと思います。なのに4月1日から、少ない学校だと教員12人とかそのぐらいしかいないところもあるでしょうから、そこであなたは道徳教育推進教師ですよと言われて、わかりましたとやってやるのかどうかというのは、私はなかなか疑問というか、難しいところがあるのかなという気がいたしますが、この2月からということで、何回か議論になっていきますけれども、この辺の学校現場で、簡単に言えば、なり手がいないだとか、そういう状況なんかはありませんか。

（教育）指導室主幹

現在のところ、はっきりそのような状況というのは、まだ把握していないものですから、今のところは何とも言いようがないです。

教育長

道徳教育について若干お話をさせていただきたいと思いますが、この数年、各教科の指導とまた違う授業の流れがございますものですから、まず私どもとしては、校長、教頭に、教員達の前で陣頭指揮をとりながら、みずから授業をやってほしいという願いをしてございます。その効果がたくさんの学校で、校長、主に教頭でございますが、やっていただきまして、道徳の授業はこういうふうに流すのだなということを理解してもらいました。その時点で、まず教員というよりも、校長、教頭に道徳の時間のあり方ということを十分浸透したつもりでございます。

二つ目は、実は小樽の校長、教頭だけにとどまらないで、一般の教員でみちの会という道徳の研究会を立ち上げていただきました。そこで、いろいろな学校の教員がその中に入って小樽の小中学校で道徳の授業を何とか成立させようという、そういう動きで、今立ち上げてから2年目に入っておりますし、そのサークルで実際一般の教員が授業を交流しまして、たくさんの教員に授業を見てもらっているという、そういう動きになってございます。

もう一つは、小樽市教育研究会の中に道徳部会というのがございまして、その中にも教員が入ってやっているという、そういう現状を踏まえまして、これからは主任が1校に1人というのが最終的なねらいではございますが、一つ一つ数を増やしていきながら、道徳の時間の徹底をこれからも図ってまいりたいというふうに考えているところです。

横田委員

今、校長、教頭がその模範的なというか、ベース的な道徳の授業をされるということではありますが、例えば保護者だとか、地域の方だとか、それから我々なんかも、そういった道徳の授業の参観といいましょうか、そういうことはどうなのでしょう、できるのでしょうか、できないのでしょうか。

（教育）指導室主幹

平成20年度の今日現在で、道徳の授業を指導主事が参観したのは5校ございます。その中で、地域の公開日と合わせて行ったのが2校ありまして、その際は地域の方、保護者の方々も参加されました。

横田委員

2校は既に道徳の授業の参観はやったということですか。それは我々でも行けるのでしょうか。その地域でないとだめでしょうか。

（教育）指導室主幹

地域の公開等につきましては、どなたでも参観可能だということです。

横田委員

私の地域でも公開授業がありましたけれども、道徳の時間はなかったですね、違う時間でした。普通の教科はもちろん見させてもらうこともあるかもしれないのですが、その道徳の授業というの、やはりやれるのであればぜひ見たいと思います。何回も何回もこういう道徳の授業をしっかりとという話は回数を重ねてきていますが、やはり大事なことです。しっかりとした指導をしていただきたいと思います。

ちょっと道徳から外れますけれども、新しい学習指導要領で、音楽の時間における国歌の記述が少し変わったということなのですが、どういうふうになりましたか。

（教育）指導室主幹

国歌の指導につきましては、いずれの学年でも歌えるように指導することというふうに書いてあります。

横田委員

今、言われたように、小学校の音楽ですが、平成元年のときは、指導計画の作成と学年にかかわる内容の取扱いということで、国歌「君が代」はいずれの学年においても指導することだったのです。それから、平成10年のときは、国歌「君が代」は各学年を通じ、児童の発達段階に即して指導する。ああ、反対かな。いずれにしても指導することだったのですが、今回はいずれの学年でも歌えるように指導することとなっています。これはしっかりと音楽の時間に教えなさいということだと思いますが、今まではたぶん指導することでしたから、例えば聞かせただとかなんか、その程度だと思いますが、歌えるようにすることというしっかりした指導要領が出たわけですから、これに対して具体的に学校現場にどういうふうに指導をされますか。

（教育）指導室主幹

授業の充実ということで、聞くだけではなくて、歌の練習も十分に入れていくということが必要だと思いますが、現在まだ新しい学校指導要領になって、履行されていないのですけれども、現段階におきましても、歌えるように指導することということで、校長会等ではお話をさせていただいてございます。また、始業式等の特別活動の中におきましても、しっかり歌えるようにということで、管理職につきましては、必ずその指導の状況をしっかりと把握するようにということと、特別活動あるいは卒業式の練習のときには、必ず事前に練習をしておくというようなことで、校長会で話をさせていただいております。

横田委員

卒業式もまもなくありますし、また入学式もありますので、その特別活動、入学式、卒業式がしっかりと行われるように、関心を持って、私どもも見たいと思います。

最後に教育長からこの新学習指導要領について、先ほどもお答えをいただきましたけれども、全般を通じて新しくなる、今の道徳教育が強化といいましょうか、重視されていますし、今言ったように、音楽活動等々でも若干変わってきています。いろいろな面で生きる力というか、前々から継承して、児童・生徒をしっかりと育てるということだと思いますので、その新学習指導要領に対する御見解を最後にまとめて聞かせていただいて、私の質問を終わります。

教育長

新しい学習指導要領の適切な実施は、第 2 次の小樽市学校教育推進計画を進める上の基盤ともなるものでございます。各教科、道徳、特別活動、そして総合的な学習時間について、定めのとおり、平成 21 年度から移行措置を行い、学習指導要領に示す教育活動が各学校で円滑に、そして着実に進められるよう、小樽市教育委員会としていろいろな場所で、そしていろいろな場面で指導・助言してまいりたいというふうに考えてございます。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

秋元委員

災害時要援護者避難支援プラン調査・作成業務について

初めに、今回の補正の中にありました緊急雇用創出事業に関連して 1 点だけ確認させていただきたいと思います。

私が昨年 の第 1 回の定例会からずっと委員会の中でもお願いして、また質問させていただきました災害時要援護者避難支援プラン調査・作成業務ということで、1,040 万 1,000 円計上されておりまして、新規雇用就労者数も 10 名という表記がございました。

まず、この避難支援プラン調査・作成業務につきまして、いつごろの時期からどのような内容で行うのか、この中身について伺います。

（総務）黒澤主幹

緊急雇用につきましては、6 月から 11 月の 6 か月を予定してございます。作業の流れにつきましては、昨年、民生委員の皆様には災害時要援護者避難支援プランの登録届の基礎調査を実施していただきました。現在、おおむねこの集約作業を終了しておりますけれども、この登録者名簿の整理を完了しまして、4 月から緊急雇用による採用に当たっての準備作業を進めまして、作業手順などを含めまして、6 月からの要援護者等の避難支援プラン作成のための訪問調査というのを、これの集約したデータの整理を進めまして、避難支援プランの登録台帳の整理をしてみたいというふうに考えてございます。

秋元委員

支援の項目と申しますが、中身なのですけれども、現在何か決まっているような項目ありましたら、お答えいただけますか。

（総務）黒澤主幹

先ほども申しましたけれども、民生委員の方に登録届の基礎調査を実施していただきましたけれども、現在、おおむね集約作業を終了しておりますけれども、この中で緊急連絡先、さらには避難をサポートしていただける避難支援者の方の選定、さらにはその具体的な避難方法について調査を実施していただくという形になっております。

秋元委員

避難支援プランの作成の重要性につきましては、これまでも議論してきたとおりなのですが、やはり災害弱者と言われる方は、もし災害が起きた場合に、自分の居場所を知ってしてくれる人がいるというだけでも、非常に安心されると思いますので、ぜひ完成までいろいろと越えなければならないハードルがあるかと思っておりますけれども、尽力していただきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

農業関係の補助金について

続きまして、予算説明書の 127 ページになります。今回の定例会で農業に関連した質問をさせていただきまして、この農業振興費の有害鳥獣駆除対策経費、農地整備促進事業費、施設栽培促進事業費補助金、経営改善事業費補助金、それぞれ予算が計上されておりますけれども、この中身について御説明いただけますか。

（産業港湾）農政課長

それでは、予算を計上しております事業費について説明申し上げます。

有害鳥獣駆除対策経費でございますけれども、この事業については、委員も御承知かと思っておりますけれども、小樽の農地は自然豊かというか、そういう山間部にあることから、キツネ、タヌキ、シカというようなことで農業被害が発生します。防除は農業者が行なうわけですが、駆除ということになれば、これは小樽市で農業者の農業被害対策のために行っております。基本的には、北海道猟友会小樽支部のほうと委託契約を結びまして、動物ごとに1頭当たりの値段を決めまして予算計上しております、その対策経費のために50万円をつけているという、農業被害の対策経費ということでございます。

それから、農地整備促進事業費ということになりますけれども、農地については農業者が農地を拡大したいと、一部耕作しているから、もうちょっと農地を拡大したいということがございます。そのときに、農業者が、小樽の場合は小規模でございますので、大きな機械を持っておりません。そのため、農地を拡大するに当たり、抜根するとか、農地整備をするとか、そういうときに機械の経費の一部の補助を行っており、それに当たる経費でございます。

それから、施設栽培促進事業費補助金でございます。これにつきましては、本市においては農地の現状から、農地を有効利用して、その高度利用を図るとというのが、今の行政の推進していることございまして、その方法として施設栽培を振興するという事です。具体的にはハウス栽培です。そのハウス栽培の被覆とか、それからマルハナバチ防止ネットとか、そういう資材にかかったものに対して一部補助をして、施設栽培の振興をしようということで予算計上をしております。

それから、経営改善事業費補助金ということでございます。これについては、御存じだと思いますけれども、小樽は高齢化が大変進んでいまして、高齢化に対応した農作業ということも考えなければならない状況でございます。中身につきましては、基本的に先ほど言いましたトマトとかイチゴとか、そういう栽培作物に対して、ハウス栽培の中でマルハナバチを導入しまして、自然交配させる、自然受粉させるということで、良質な作物をつくっているというのが一つの事業でございます。

それからもう一つ、農地が狭いあまり広くないものですから、1年農地を休ませて違う農地にということがなかなか難しいものですから、連作障害というのが発生します。それに対して、連作障害が発生しないような薬剤を小樽市から一部補助して、経年安定に努めていこうということで、この事業費をつけております。

秋元委員

まず、施設栽培促進事業費補助金なのですけれども、これを利用された方はどのぐらいいるのでしょうか。わかれば教えてください。

また、経営改善事業費補助金なのですけれども、どのような効果があったのかなということを伺いたいのですけれども、わかればこの効果についてもお答えいただけますか。

（産業港湾）農政課長

施設栽培促進事業費補助金でございますけれども、これは项目的にマルハナネットとポイラーとパイプハウス資材、それからハウスの被覆資材というような項目で一応分けております。件数的に言いますと、マルハナネットが8件、ポイラーが8件、パイプハウス資材が10件、被覆資材が34件というような件数でございます。

それから、経営改善事業費補助金でございますけれども、先ほど言いましたマルハナバチとか、それからミツバチの交配用ということで、農家数25件、それから連作障害、これが農家数25件、そのような件数になっております。当然、効果といたしましては、一部補助ですけれども、小樽の場合は先ほど言いましたような連作障害とかハウスでの作業がありますが、高齢化していますので、なるべく労働時間を節約しながら高齢化に対応するというような考え方なのです。そして、余った労働時間を他の作物の栽培に回せるということで、基本的に経営の安定につなげ

ていこうという、そういう効果があるというふうに考えております。

秋元委員

地域の特性を生かした農業について

今回、市長の御答弁の中に、小樽市の地域の特性を生かした生産性の高い農業を推進していくというような御答弁をいただいているのですけれども、小樽市の地域の特性を生かした生産性の高い農業とはどのようなものを行うのか、またその中身について具体的に教えていただけますか。

（産業港湾）農政課長

地域の特性というか、御存じのとおり、小樽、それから札幌ということで、消費地に大変近いということがございます。つまり作物をつくったら新鮮なものが出荷できるという特性がございます。

それから、生産性が高いということですけれども、先ほど言いましたハウス栽培ということで、品質をよくしまして、どちらかという、高収益の作物を栽培していき、地域の特性を生かしていくことが生産性の高い農業となると考えてございます。

先ほどの経営改善事業費補助金のイチゴも大変早出しということで、実の結ぶというか、着果効果が高いということでも品質のよいものを生産しておりますし、それからミニトマトについても、一応こういう事業を通じて大変甘みが強く、市場性の高い作物ができているという声が市場関係者から聞こえてくるような状況になっております。

秋元委員

地理的には札幌に非常に近いということだったのですけれども、例えば小樽の農地は傾斜地が非常に多いというお話を聞きましたけれども、この傾斜地を利用して、何か新しい取組をされるというような考えといたしますか、お話しといたしますか、何かありましたらお答えください。

（産業港湾）農政課長

基本的に傾斜地を利用ということではなくて、もともと小樽の農地は平らなところがなくて傾斜地に農地があるというような状況でございますので、もう傾斜地がきついところは、今回の一般質問で答弁させていただきましたように、農地としての体を有していないということで、非農地化が激しいというような状況です。いい状況のところはまだ農地として残っているという状況でございます。

秋元委員

北海道農業担い手育成センターについて

先ほどの予算説明書のほうに戻りますけれども、農業担い手センターのほうにも 9 万円ほど負担金を出しておまして、今回の市長の答弁の中にも、農業担い手センターとの連携といたしますか、そのようなお話もございました。

その中で、まずこの農業担い手センターというものの役割といたしますか、役目、また例えばそのセンターを通したの相談件数ですとか、就農に結びついたのか、その点についてはどうでしょうか。

（産業港湾）農政課長

北海道農業担い手育成センターという正式名でございますけれども、このセンターにつきましては、21 世紀の北海道農業を担う若者を育成、確保しようということで、北海道と市町村、農業関係者団体が連携しまして設立した総合窓口というようなものでございます。基本的には北海道農業も農家戸数の減少、高齢化というのが進んでおりますので、それを補うために地域就労、若者を農業の担い手として育てることが緊急な課題にあったという状況でございます。

具体的な事業につきましては、3 本柱がございまして、就農促進活動、これは北海道で就農をしようという方についていろいろ相談をすること、それから、農業視察会などの交流会をやるというような内容でございます。それから、農業支援資金の貸付けということで、新規就農に当たって、ある程度の資金は確保しながら農業を始めなければなりませんけれども、不足する資金をここのセンターのほうで無利子で貸し付けるとすることで支援してい

こうというふうにやっております。それから、もう一つは、研修、教育体制ということで、素人のまるっきり農業をやったことない方が、すぐ農業を始めて軌道に乗せるというのは大変難しいことでもありますので、ここのセンターが中心になりまして、道内の優良農家といろいろ連絡をとりながら、研修をしてもらい、ある一定の技術を身につけて、就農してもらおうというようなこともセンターの大きな業務になっています。

それから、これらを使った相談ということだと思えますけれども、ここを使ってうちに来た相談はございません。ただ、先ほど言ったような研修会、小樽にも新規就農者が何件かありますので、うちのほうにもセンターから情報が当然来ます。その情報に基づいて研修会の御案内をして、新規就農者に対して、ぜひ参加して技術を磨くということで、昨年は 3 名の方ですけれども、研修会、交流会に参加したという実績がありますが、今年についてはまだ 1 件もございません。それから、先ほど言った就農に結びついたかということですが、このセンターに先に行って、それから小樽で就農という件数は今のところありません。流れとしまして、やはり市町村のほうにまず農業をやりたいという相談がまず来ます。それでうちのほうは話を聞きまして、本格的に始めるということであれば、これらの機関が行っている研修を紹介したりして、連絡調整を図るということをやります。ただ、実際にはそういう件数はございませんので、実際に就農した人はこの研修を受けてからではなくて、小樽の地域の農業者の手伝いをしながら、新規就農に結びつけていったという方がほとんどでございます。

秋元委員

非常に残念なといえますが、なかなかうまくいかないのだなというふうには感じますけれども、これまでもセンターと連携して情報収集をしてきたというような御答弁いただきまして、またどのような情報を集めてきたのかなという思いと、またその情報をどのように活用してきて、今後どう活用していくのかなということでは、非常に興味深い部分なのでございますけれども、またその情報のセンターとの連携、これはどのぐらいの頻度といえますか、年間どのぐらいの回数で行っているのか、お答えいただけますか。

（産業港湾）農政課長

情報の活用方法ということになりますが、ここは全道的な組織ですので、いろいろな情報が集まっています、その都度情報は市町村のほうに流れてきますし、また逆に小樽市のほうから相談をするということは随時行っているところでございます。連携も当然こういう話がございましたら、連携をしながら、当然その資金の面とか、それから研修の面とか、そういうことはこの機関が専門的に扱っておりますので、そういった研究をしながらこういう新規就農者の取組をするという格好になろうかと思えます。

秋元委員

耕作放棄地の調査関連について

昨年行った耕作放棄地の調査に関連してなのですが、色区分を赤黄緑というふうに行ったということで、このうちのまだ見込みがあるといえますか、緑区分が 33 戸、22.8 ヘクタールあったというような報告をいただきましたけれども、私が提案した国の交付金を使ってこの土地の改善をしていけないものかというお話をさせていただきましたけれども、まず緑区分には制度が適用になるのかということで、来年度適用するかどうかの調査をするということでしたけれども、いつごろ、だれが主体になって行われるのか、また土地所有者への周知はどのようにされていくのか、お答えをいただけますか。

（産業港湾）農政課長

緑区分の 22.8 ヘクタールの来年度の調査についてでございますけれども、これは早く調査でございますので、雪解けのすぐという格好になるかと思えます。4 月、5 月ぐらいに調査を始めさせていただきたいと思えます。

それから、この主体ですが、基本的には小樽市農政課が中心になって調べることになります。農業者とは常に連絡をとっておりますので、今回の耕作放棄地調査でも当然連絡をしながら調査をしておりますので、今回も連絡をとって農業者の農作業の邪魔にならないという範囲で調査をしなければなりませんので、1 軒ずつ連絡をと

りながら、状況調査をしてみたいと考えてございます。

秋元委員

小樽の農作物のブランド化について

ちょっと話を変えますけれども、農作物のブランド化という話をさせていただきました。先日も新聞紙上に農作物のブランド化の重要性とありますが、シンポジウム等の内容が新聞に載っておりますけれども、非常にやはり各地域でほかの地域と差別をするという部分で、ブランド化を進めているというお話が載っておりますけれども、先日も小樽ではミニトマトの樽っくん、こういうものがあるというお話をいただきました。そういう意味でも、非常に私、小樽という名前を使ったとありますが、そういうブランド化をぜひ進めていただきたいというふうなお願いをしたのですけれども、確かに農協や組合などの力なしにはできないというお話をいただきましたけれども、まず私が先ほどから何を言いたいのかとありますが、行政としてどうやってかわかって、消費者のニーズにこたえていくことができるのかということだと思っております。その意味でも、小樽市内に住む私たちが樽っくんを知らないというのが、非常につくっている生産者の人たちには申しわけないような思いなのですけれども、ぜひPRという意味でももう一度今後どのように組合や農協などに働きかけていくのか、何か考えがあれば、お答えいただけますか。

（産業港湾）農政課長

ブランド化ということで、市長から答弁させていただきました。実情は小樽の農産物については産地化できるもの、それから小樽だけしかつくれないという特産品がないのが実情です。ただ、今いろいろ農産物で問題になっております農薬の問題とか、中国のギョーザ問題とかがありますので、これからは安心・安全というのがブランドの大きな基礎的な部分を占めてくると私たちは考えています。

そのためにも、行政だけでできるものではございませんので、樽っくんをやり始めたときに、小樽市農業クリーン推進協議会というのを行政と農協、それから北後志の普及センター、この三者によりまして、これから安心・安全を進めていこうというふうにご設立しまして、その第1号が樽っくんに認定されたわけです。今はピーマンがこの安心・安全の認証を取るべく、今言った行政、農協、北後志の普及センターと連携しながら、農作業の農業技術の確立、それから農薬の減を進んで、今やっています。こういう状況にありますので、安心・安全のブランド化に向けて、この辺を積極的に行政もかわりながら進めていくということになるかと思っております。

秋元委員

公設青果地方卸売市場の利活用について

最後になりますけれども、市場の利活用ということで、いろいろと聞きたい数字あったのですけれども、後ほど教えていただきたいのですが、年々市場の取扱高が非常に減ってきているという報告を受けています。その意味でも、市場を今度どのように活性化させていくかというのは、非常に重要な部分なのだと思いますし、その意味で市場においてもさまざまな販売促進会などを行ったかどうかというような話をさせていただきました。ただ、非常に問題も多いというお話をいただきましたので、今後の課題だとは思っておりますけれども、ぜひ前向きな、早いうちに立て直していくための何か方策等も考えていただきたいと思うのですけれども、現時点でのお考えをいただけますか。

（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

委員の御指摘のとおり、年々取扱量が減っております。ちなみに、17年度で1万7,051トン、それから18年度はちょっと増えたのですけれども、1万7,763トン、それから19年度で1万4,875トンです。ピークのときは4万トン超えておりましたから、半減以下ということで、取扱量については大きく落としています。

それから、金額ベースでいいますと、17年度は33億8,800万円、18年度で38億400万円、19年度で33億5,500万円ということになっております。取扱量が減少している要因としましては、いろいろあるわけでございますけれども、

これは当市場ばかりではなく、全国的にも産地が大型化いたしまして、なかなか小さい市場を相手にするのは、ロットの問題がございますので、大きな市場を志向していると、そういう傾向になっていると。それから、ユーザーが大型化しておりまして、スーパー等も大型化ということで、仕入れのノウハウはあるものですから、直接仕入れをしたりして、なかなか市場経由にならないのです。それから、輸入の増加は実際の野菜、果実ばかりではなく、加工食品などでもどんどん輸入されているというようなこともあります。それから、先ほどともちょっとダブりますけれども、市場外流通がいろいろな形で産直であったり、インターネット、直売所、いろいろなものがございますので、そういう卸売市場を経由しない取引が拡大しています。それから、全体的に言えるのは、少子高齢化という現象で、消費量自体が各御家庭で落ちていきますし、景気低迷による売上げの減少に伴いまして、小売の数が開設当初340件ぐらいございましたけれども、現在日常買っていただいているというのは市内で60件ぐらいになっています。

そういった中で、市場開放をとりますと、これは小売にとっては大きな痛手になるものですから、全国的にも各市場で取り組んでいるところもございますけれども、小売にはなかなか理解が得られづらいのです。先ほど言いましたように、地産地消とか、それから市場の産物とか知っていただくということでは有意義だと思いますけれども、今言いましたように、実際、中で商売に携わっている方の営業の問題もございますので、そういうものの課題をクリアして、何とか開かれた市場に向けて何かできないかということは検討したいと思います。

産業港湾部次長

市場の今後の利活用ということについてちょっと補足させていただきますけれども、委員のほうからの御質問でございました敦賀の事例、そういったことも私も調べておりまして、今、場長のほうから述べましたように、小売等の若干の反対とかそういうこともあるやに聞いてございます。一方、北九州市の唐戸市場などでは、小売業者の理解がよく得られているという事例もあるやに聞いておりますので、そういった事例を私もこれからよく調査をして、今後に向けて取り組んでまいりたいと思います。

高橋委員

除雪費について

除雪について何点かお伺いしたいと思います。

貸しダンプ制度についてです。

まず、データとして教えていただきたいのですが、直近5年間の貸しダンプ制度の推移で、延べ台数と予算額と、わかれば申込件数も含めてお示し願います。

（建設）庶務課長

5年間の貸出しダンプの申込件数ですが、平成15年度は386件、延べ台数が1,449台、予算は7,000万円です。16年度は489件、延べ台数が2,175台、予算が7,000万円です。17年度は432件、延べ台数が2,102台、予算は7,000万円です。18年度は295件、延べ台数が1,073台、予算は7,000万円です。19年度は424件、延べ台数が1,768台、予算が7,000万円となっております。

高橋委員

もう一つ、対象となる道路の内容についてお示し願います。

（建設）庶務課長

対象となる道路ですが、基本的に幅員4メートル以上の通り抜けができる公道、それで除雪路線に接道した道路という位置づけでやっております。

高橋委員

私道という認識だったのですがけれども、小樽市の道路でもオーケーということによろしいですか。

（建設）庶務課長

公道の定義は、不特定多数の人が通るという意味を持っていて、それは私道であろうが、市道であろうが対象に入るということで、ただし国道、道道については該当していないという形でやっております。

高橋委員

ちょっと気になった点があったのですが、排雪路線であって、なおかつ貸しダンプを申し込んでいるところがあるように伺いました。この点については御存じでしょうか。

（建設）庶務課長

排雪路線であっても貸しダンプの申込みは、受け付けて実施しております。

高橋委員

それについては、不公平感とかの問題はないのでしょうか。

（建設）庶務課長

排雪路線につきましても、1種、2種、3種とございまして、時期的に市が行う除排雪の回数というか、雪の状況によっては市が入るまで市民の方が我慢できない。どうしても我々の金でやりたいということであれば、その部分は受けて実施しております。

高橋委員

そうすると、何回も入るとなると、平たく見ればそれだけ税金が投入されるということになります。私道では、自分たちで排雪するより仕方がなく、市道のほうは、そういうふうに分たちも金出して、貸しダンプも入れて市の税金も入れて、またなおかつ排雪をしてもらうということで、問題があるのではないかというふうに言う方もいらっしゃるわけです。この点についてはいかがですか。

（建設）庶務課長

いろいろケース・バイ・ケースなのですが、例えば市の総合除雪が入る時期まで待たないで貸しダンプ制度を利用された排雪路線については当然道路状況がよくなるので、その後、市の総合除雪が入らないケースもあります。ですから、そういうようなこともありまして、私道の場合は市の総合除雪の対象になっていないので、貸しダンプ制度をお願いするというをやっております。

高橋委員

何かよくわからない感じがしますが、そうですか。

それで、私道と小樽市の道路との申込件数の比率というのはわかりますか。

（建設）庶務課長

申しわけありません。今、その資料を持ってきていませんので、後ほど報告します。

高橋委員

もう一点、ちょっと気になる点があります。

除雪業者の懸念についてです。これは道新でも取り上げていましたけれども、建設業界が最近、公共事業の大幅な減少などで大変厳しい状況にあるというふう聞いておりますし、私も建設業界の出身として、非常に痛いというのを伺います。この辺について建設部の認識をお願いします。

（建設）雪対策課長

建設業者と建設業界自体が厳しいという状況のお話でございますけれども、確かに小樽市におきましても、除雪の登録業者について、出入りはありますけれどもほぼ横ばい状態。私どもも業者に面と向かって大丈夫ですかという話はちょっと厳しいものですから、具体的にその内容については聞いておりませんが、かなり厳しいというふうな状況で考えております。

高橋委員

先ほども言ったように、私は実感としてわかります。恐らく相当もう何分の 1、半分どころではありません。相当な減少ということになっているわけです。その除雪業者というのは建設業界がほとんどというか、全部とっていいわけです。

そういう中であって、札幌市でも問題になりましたけれども、体力がもう限界になっている。夏場の仕事も少ない。なおかつ冬はほとんどないという中で、何とかその市のために、市民のためにということで、除雪をやっているということもあるかと思えます。

その中で、除雪の区間に穴があいたり、その業者がもし倒れてしまったら、結局はやる人がいない、手を挙げる人がいないというふうになるわけです。そうなった場合に、では市が自前のできるかといったら、できる状況にはないということを考えると、いろいろと検討することが必要ではないかと思うのです。札幌市では、最低限の保障といいますが、採算ラインを割らないように考えようではないかという動きがあったようですけれども、この辺について知っている内容があれば教えてください。

（建設）雪対策課長

札幌市の例で、最低保障という部分でございますけれども、当市におきましては、契約上、現時点では最低保障という制度は行っておりません。

そういう中で、過去と今の状況を先ほど調べましたら、最低保障を検討する降雪、積雪又は執行状況になった状況が過去、私の記憶ではないと考えております。また、今後についてのことでございますけれども、私どもは、シーズンが終わったら、JVと反省会、打合せをしてございます。そういう中で、業者からの申出、またいい分、悪い分、それらを打合せの中で協議させていただいて、次年度に向かって、どういうことができるのか。すべてをできるということではないですけれども、市ができる範囲で今後の除排雪業務に当たっての見直しをしてございます。

近年でございますけれども、平成18年度から見直しを行い、過去においては降雪量の2割の増減までは契約変更を行わないということで、除雪業務については支払を行っている状況がございました。それを改めまして、実態に応じた設計変更をするということで、業者への負担を低減するという部分ではないですけれども、そういう意味では業者の申入れにより改正している部分がございます。

そういった中で、今後、総合除雪の業者との打合せを十分密にして連携を深めたいと考えております。

高橋委員

プラスマイナス20パーセントというのはもうないのですね。出来高でやっているのですか。

（建設）雪対策課長

プラスマイナス20パーセントはもうございません。出来高で支払うような形です。

高橋委員

私が言っているのは、要するに採算ベースを割るようであれば、やる人はもういないのではないかということですから、そういうことを、要するに雪がすごく少ないときにいろいろ検討すべき事があるのではないかという要望というか、提案です。ですから、そういう面で通常は問題ないと思えますけれども、雪が少ない場合は、やはりその辺を加味して、ではどこがラインなのだという協議もすべきだと私は思いますけれども、もう一度御答弁を願います。

建設部次長

今年は雪が少ないという状況でしたが、逆に多い時期も2年ほど前にあったのですけれども、除雪につきましては、かなり気象の影響が大きいということで考えております。

その上で、先ほども課長のほうから答弁しましたけれども、そういう反省会というのですか、意見交換の場を業者と持っておりますので、その意見を十分把握しながら、我々としてもそういう少雪の場合を踏まえた形の御意見

を聞きたいと思います。

副市長

この問題というのは、雪の増減により、特に少なくなった場合のときに必ず出てくる話なのですけれども、ですからこれからどうするか詳細は別にしても、一定程度管理経費といいますが、降っても降らなくてもかかるものというのは絶対的にあるわけですから、そういったものを、先ほどのようなごみの議論ではないですけれども、固定経費としてかかるものと、いろいろなもので変動するものをどう考えるかという、こういったような視点で原部と業者の方も含めて検討してみたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

高橋委員

ぜひ、副市長を中心によろしくお願いたします。

上下水道施設管理システムについて

次に、下水道に関して、代表質問の関係で何点かお尋ねします。

まず、上下水道施設管理システムの状況を聞いたわけですが、もう少し詳しく現状とそれからこの内容について御説明をお願いします。

（水道）サービス課長

上下水道施設管理システムについて説明いたします。

システムの構築につきましては、ソフトウェア、ハードウェアにつきましては、本年 2 月にシステムの構築を完了したところでございます。

進ちょく状況でございますけれども、同時にデータ整備の完了した市内中央部、これはオタモイから朝里地区でございますけれども、システムの運用を開始したところでございます。今後もデータ整備の残された銭函地区、塩谷地区、蘭島地区のデータ整備を進めまして、市内全域のデータ整備が平成 21 年度までに完了することとなっております。22 年度より市内全域での本格運用を予定しているところでございます。

高橋委員

それで、これができると、管路の更新計画立案などに活用していきたいという御答弁でございました。どういふにこれを活用して計画案を作成していくのか、考え方についてお示しいただきたいと思います。

（水道）管路維持課長

更新計画にどのように活用するのかということでございますが、上水道につきましては、配水系統ごとに、布設年度、また管種、事故履歴などというものが明確化されることによりまして、配水管の評価調書を現在も持っておりますけれども、これはかなり精査しながら、今後の更新の計画に反映させていきたいというふうに思います。

また、下水道につきましても、管の布設年度又は修繕、苦情等、こういう今既存で持っている維持管理の情報などを使いまして、点検又はそれらの調査、どういふ路線を設定するかというのを、これを使いまして、更新計画というものを策定していきたいと考えております。

高橋委員

老朽配水管について

次に、上水道の老朽配水管についてです。残存が 38 キロメートルということで、平成 30 年度までに 45 億円をかけて配管を直していきたいという御答弁でした。10 年ですから、単純に年間 4.5 億円程度ずつかけていくのかというふうに思うのですけれども、そういう考え方でよろしいですか。

（水道）管路維持課長

老朽管につきましては、今、委員から御指摘がありましたように、10 年をめぐりに 38 キロメートルのパイプを布設更新していきたいというふうに考えております。

それで、45 億円を 10 年間で平準化するという形にはならないと思います。当然大口径の部分が多く残っておりま

して、ここの部分には多額の費用を要するという点では 5 億円以上になる年度もあるでしょうし、そういう中ではパイプの口径、延長を落としながら進めていくような形になると思います。大変金額がかかるという点では、今、北海道のほうと打合せや協議もしながら、国庫補助の導入という形で考えているところでございます。

高橋委員

ちょっと心配している点は、今、課長が言われた大口径管のことです。それで、資料をいただきましたら、450 ミリ、550 ミリという大変大きい管がまだ 3,000 メートルぐらい残っているという状況を確認させていただきました。この大口径管の布設年度、それからどのぐらいたっているのか、これについて教えてください。

（水道）管路維持課長

大口径 450 ミリにつきましては、大正 3 年に入れたパイプでございまして、約 95 年経過しているという状況でございます。また、550 ミリもございまして、これにつきましても大正 3 年に布設しております。両方合わせて約 3.5 キロ残っている状況でございます。

高橋委員

耐用年数も恐らく倍近く経過していると思うのです。これだけ大きい管がもし漏れたり、破裂したりすると、かなりの影響が出るのではないかと心配しています。逆に、今までもってきたことが本当にありがたい話であり、逆にいうと、怖い話だというふうに思うのですけれども、これはできるだけ早くやはり手をつけたほうがいいのではないかと思うわけです。どういう箇所が残っていて、この 10 年間のうち、大体いつごろ、初期なのか中盤なのか、もし計画されているのであれば教えていただきたいと思います。

（水道）管路維持課長

パイプの布設の状況でありますけれども、550 ミリにつきましては、低区配水池というところがございまして、入船小学校の下のほうからバス通りを通りまして大通りのほうに向かうというものでございます。あと 450 ミリにつきましても、入船小学校の上にある中区配水池から出ていまして、同じくバス通りを抜けて、同じルートで中央地区、船見地区付近に埋設されています。これが今 10 年間の計画の中で実施するという形の中では、今まで一度も手をかけていなかった部分もありますけれども、今後 10 年間の更新計画の中で、現在 10 期事業計画というのが平成 21 年度に終わりまして、22 年度から第 11 期という形のもので入っていきます。そういう中で 450 ミリのパイプというものも更新を考えているところでございまして、こういう形の中でできるだけ早く、水道局としても大きい課題だというふうに認識しておりますので、この 10 年間の計画の中で進めていきたいというふうには考えています。

高橋委員

下水道事業の経営について

最後に企業債と下水道事業債とそれから資本費平準化債の拡大分について、これを合わせると私の計算だと 5 年間で約 70 億円になると思います。その半分を一般会計のほうに貸し出すということになるわけですが、これだけ大きな借金をして、今後大丈夫なのだろうかというような率直な心配というか、懸念があります。この辺について、また次回議論させていただきますけれども、この見解を聞いて、質問を終わりたいと思います。

（水道）総務課長

下水道事業の経営の関係でございしますが、現実、下水道事業は平成 17 年度までは事業全体の収支不足を一般会計から繰入れすることで収支の均衡を図ってきたという大変厳しい会計でございました。その下水道事業につきましては、平成 18 年度から資本費平準化債の拡大分、これは企業債の元金の償還額と減価償却費の差額を企業債として借り入れることができるという制度でありますけれども、このような国の財政支援対策を活用することによりまして、下水道事業の経営は安定の方向にいらっているという状況でございます。

当然、維持管理費の削減とか、使用料も減少しています。そういった中で、更新事業も確実に進めなければならぬという状況の中で、私どもは財政計画を策定しております。建設に伴う投資可能額を見極めながら、また損益

収支、企業債の残高、元利償還金の推移等をシミュレーションしながら策定していきますので、一般会計のほうに長期的に貸付けを行います、経営的には問題がないということで考えております。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 05 分

再開 午後 3 時 30 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合に移します。

佐々木委員

新次世代育成支援行動計画について

初めに、予算説明書にも盛り込まれていますが、新しい次世代育成支援行動計画策定に関連して、通称おたる子育てプランと言っていますけれども、これについての部分です。

平成17年度から21年度までを前期、そして22年度以降を後期というふうになっていまして、以前に質問していたのですけれども、いわゆるこの事業実績についてお伺いしていきます。21年度までですから、20年度は今まとめているというふうに聞いていますが、その19年度実施実績について全部で123事業があります。その中から、特に表記上、パツ印のついているものに絞って説明をしてもらいたいと思います。

最初に、1ページになりますけれども、子育てサークル等の育成・支援ということで、公共施設を活用したサークル活動スペースの提供、特に小学校の放課後児童クラブを活用し、育児サークルに対し活動の場を提供というふうな事業実施内容となっております。これを見ますと、19年度はもちろんですけれども、17、18年度も含めて活用実績なしとなっております。その内容等について説明をしてください。

（福祉）子育て支援課長

ただいまの事業についてですけれども、これは平成16年度のことなのですが、当時子育てサークルの活動をしている方々から、市内に活動の場が非常に少ないというような御意見がありまして、公共施設を活用して活動場所を確保するという検討をいたしました。それで、教育委員会や学校の協力を得まして、小学校の放課後児童クラブ室の午前中の空き時間を17年度から利用できることになりました。ただ、学校施設の利用となりますので、例えば子育てサークルの方々が利用時間中であっても、ばらばらで学校に出入りするということは、安全上、望ましくないとのことから、一定程度制約せざるを得ないような部分もありまして、それで利用する側のニーズと若干そぐわない部分があったということで、結果的には活用実績がないという状況になっております。

その後、サークルの方々の数が若干減ってまいりまして、現在では児童館とか町内会館、コミュニティセンターなどで活動されておりまして、一定程度活動場所は確保されているというふうに考えております。

佐々木委員

そういうことで、実績なしということですが、この項目の事業は今後どうなっていくのでしょうか。

（福祉）子育て支援課長

また、今後、活動場所が不足するというような声がありましたら、このあたりは検討していきたいというふうに考えております。

佐々木委員

2 ページ目になるのですけれども、保育サービスの充実の中で、待機児童の解消ということで、定員拡大、認可保育所定員の1,555人という目標を掲げていますが、その事業実施内容については待機児童の解消のため、認可保育所の入所定員の拡大を実施という目標に対して、平成17年度、18年度ずっと拡大をしてきました。19年度は定員の拡大なしという表記なのですけれども、このところについての説明をお願いします。

（福祉）子育て支援課長

これも子育てプラン策定前の平成16年度からの定員増の経過で申しますと、16年度に公立保育所3か所で50名の定員を拡大しております。その後は17年度に定員拡大10名、18年度に15名、そういうことで拡大をしてきております。これによりまして、15年4月1日時点の保育所全体の入所率が102.7パーセントほどありましたけれども、20年4月1日では92.1パーセントというふうになっております。

今後については、出生数や保育需要の動向とか、国の施策の動きなども見てまいりたいと考えております。

佐々木委員

そうすると、これは平成19年度のまとめですから、20年度以降については、この取扱いはどうなるのですか。

（福祉）子育て支援課長

今後につきましては、今、申し上げましたように、出生数や保育需要の動向など、あるいは国の施策の動きを見ても対応していきたいというふうに考えております。

佐々木委員

その次は、4 ページのところになりますけれども、小樽市地域子供会育成連絡協議会の取組ですけれども、事業の継続と充実と目標を掲げていますけれども、新年子ども会を開催というところで、平成17年度、18年度も実績があります。19年度には参加者なしという表記なのですけれども、ここの経過と今後について説明してください。

（生活環境）青少年課長

新年子ども会についてでございますけれども、これは小中学生の冬休みの期間を利用いたしまして、町会が行う青少年の育成活動の推進と市が実施しております青少年の健全育成事業の一環といたしまして、各町会でお正月明けあたりに実施いたします新年子ども会に、市のほうであらかじめ用意させていただいたプログラムを提供し、このプログラムというのは、外部の講師なんかをお願いしながら、アニメのビデオ上映とか、腹話術、それから手品などを組み合わせたプログラムなのですけれども、そういったものを町会のほうに提供しながら、町会の会館を利用するなどしながらの新年子ども会をやっていただくというようなことで推移してきたところです。

そういうやり方に対して、町会のほうで市があらかじめ用意する内容をちょっと変更したいとか、組合せを変えたいというような要望が出たときに、どうしても市のほうで事前にお手伝いいただく演者のほうと日程とか時間の調整をした上でプログラムを提供するものですから、ちょっと時間がかかるとか、中にはバッティングして難しいというようなこともありました。そこで演者のほうもボランティアでやってくれているものですから、平成19年度から市が紹介するような形で町会と演者で、直接開催の内容などを調整しながら組み立ててほしいとお願いし、一方、市のほうは、今まで少人数の子供会ですと、なかなか町会単独では子供会をやれないというような町会もございましたものですから、子供たちが参加できるような機会を与えようということで、ちょうど勤労青少年ホームで私どもは勤務しておりますので、それらの空き部屋を利用しながら、市主催の新年子ども会を立ち上げたというのが19年度です。新たに変更したものですから、年内のうちに総連合町会の手もかりながら、全町会長と青少年担当の方に文書を1枚ずつ配布させていただきました。それと同時に、年明け早々に広報でもその辺のPRをいたしました。それで、実際に行ったわけですけれども、初めてのこともありましたし、ちょうど当日午前中の天候のこともありまして、実際には二、三の町会からの出席予定があったのですけれども、たまたま19年度はゼロになってしまったというような経過がございます。

ちなみに20年度以降も同じようにやっておりますけれども、今年度は既に終わりました、9町会、22名の参加が市の主催のほうにありましたし、町会と直接演者のほうの調整もいろいろやっているというのが実態でございます。

佐々木委員

その次に、小樽市青少年センター運営協議会の取組の中に、ビデオ等健全育成視聴覚機材の貸出しがありますが、この部分では、やはり同じく平成17、18年度は実施してきていますが、19年度は利用実績なしと表記されていますけれども、ここのところについて説明をしてください。

（生活環境）青少年課長

こちら私どもの所管でやっている事業でございます、これは青少年の健全育成活動を目的に活動する市内の団体とか、個人を対象に子供たちの健全育成内容の16ミリフィルム、それからビデオ、最近はDVDもありますけれども、そういったものと16ミリフィルムの映写機、スクリーン、それから暗幕、こういったものをセットにして貸出しをしますという事業をずっとやってきております。貸出しビデオ等の内容といたしましては、小学生向きの内容から中、高校生、それから学生でない青少年、それと大人向けのものまでそろえてございます。例えば子供の非行防止とか、子供を非行に走らせないための大人の子供への接し方といった内容のものを用意してございました。

最初のうちは、こういう実績があったわけですがけれども、なかなか繰り返し使っているというようなこともありまして、平成19年度はたまたま実績がなかったのです。主にこれらを利用していただいたのは、御存じかと思えますけれども、保護司会とか、更生保護女性会あるいは町会、いわゆる青少年を守る会、それからPTAといったところがあったのですけれども、いかんせん毎年同じような実績というようなこともなく、たまたま19年度はこういう実績で終わってしまいました。内容はまだございますので、私どもはこの事業については継続するとともに、いろいろところで利用促進に向けたPRはやっていきたいと考えてございます。

佐々木委員

9ページのところに、公共施設のバリアフリー化、授乳室・トイレ等の整備ということで、「公共施設の新設又は改修時において、ハートビル法等に基づくバリアフリー化や利用目的に対応した授乳室・トイレ等子育て世帯に配慮した整備を推進」という内容になっています。この実績を見ますと、平成18年度には1件、オタモイ住宅2号棟でこのバリアフリー化の部分が決まりました。19年度はこの表記は、整備実績なしとなっておりますが、この19年度なしになった部分と、今後についての見解を聞かせてください。

建設部副参事

バリアフリー化等の整備の促進ということでございますけれども、平成19年度は実績なしということですが、実はこの表記なのですけれども、あくまでも公共施設の工事に着手したということでの表現をしております。それで、18年度はオタモイ住宅2号棟を着手し、18、19年度と整備をしているのですけれども、この表記としては着手した段階で実績ありという表現をさせていただいております。それで、19年度においては施設整備で着手した件数がないということで、実績なしという表現をさせていただきました。

それで、今後についてですけれども、当然施設整備に当たっては、バリアフリー化ということを考えておりますので、オタモイ住宅3号棟についても引き続き21、22年度にかけて行いますので、当然バリアフリー化ということも頭にありますし、また今、国の方ではバリアフリー化よりもすぐれた、だれもが使える施設ということでユニバーサルデザインといった方向にきていますので、3号棟についてはそういう方向で、今、検討しているところでございます。

佐々木委員

平成19年度実施については、以上説明を受けましたので、わかりました。

それで、次にいわゆる後期、22年度以降の計画策定に10万円計上されています。その10万円の内訳をお知らせください。

（福祉）子育て支援課長

予算額10万円の内訳ですけれども、主に計画策定に至るまでの会議資料の印刷代とか、あるいは計画書を実際に作成する際の紙代や印刷代が主になっております。

佐々木委員

それで、新たに後期の計画をつくるわけですけれども、市全体とすれば、新しい総合計画があります。それとも関係して、この後期計画の策定の考え方と内容について説明をお願いします。

（福祉）子育て支援課長

後期計画の策定の考え方ですけれども、この計画は次世代育成支援対策推進法に基づいて、もともと平成17年3月に策定をいたしました。現在は前期の計画、実施計画ということで、委員が最初にお話のとおり、17年度から21年度までの5年間を策定期間としております。今回は平成22年度から26年度までの後期実施計画を21年度中に策定するというので、その策定に当たりましては、国の指針とか、あるいは小樽市で今実施しておりますニーズ調査、その結果なども踏まえまして、新しい総合計画を今、示しておりますけれども、上位計画に従いまして、また新たに子育ての計画をつくりながらいきたいと思っております。

その際には、次世代育成支援対策推進会議という庁内の組織がございますけれども、そこでの協議、それから民間の各関係機関の方々に出てもらっております協議会といったところで御意見をいただきながら、21年度中の策定に向けて取り組んでいくこととなります。

佐々木委員

それで、以前にも質問したのですけれども、小樽市の少子化対策ということを銘打った場合に、どういうふうを考えていますか。

（福祉）子育て支援課長

小樽市といたしましては、今、申し上げました新しい総合計画、それから現在ある子育てプランの前期実施計画、それから新しく平成21年度に策定する後期の実施計画、こういうものも含めまして、基本的にはそれらに沿って進めて、さまざまな角度から取り組んでいく必要があると考えています。

ただ、少子化対策というのは、保育サービスの充実だけではなくて、働きやすい環境づくりも大変必要になっておりまして、市長の代表質問の答弁にもありましたように、一自治体のみで取り組むのは大変困難な面がありますので、本格的な国の施策に負うところが大きいのではないかと考えております。

佐々木委員

集団資源回収事業費について

二つ目は、集団資源回収事業費のほうです。今回、1,420万円の予算になっていましたけれども、まずこの資源回収事業の内容と目的についてお伺いしたいと思います。

（生活環境）廃棄物対策課長

本事業の内容でございますが、資源回収は町会などの実施取組から始まったものでありますが、市民みずからの手で資源回収を行うことにより、ごみの減量や資源化の意識が高められるということもございまして、市として回収団体に対して奨励金、回収事業者に対して助成金を交付し、活動を支援しているものでございます。

佐々木委員

それで、平成20年度はまとまっているのですか。19年度実績、20年度実績が示せればお願いします。

（生活環境）廃棄物対策課長

平成19年度の回収量は3,894トンで、奨励金は1,947万2,385円を交付してございます。平成20年度は集計が終わったばかりでございますけれども、回収量が3,845トン、奨励金が1,731万8,708円ということになってございます。

佐々木委員

そういう状況にあるということですが、奨励金の関係で既に案内があるのですけれども、キ口単価を 4 円から 3 円に減額するとのことですが、そうした理由というのは何ですか。

（生活環境）廃棄物対策課長

平成21年度予算におきまして、御指摘のように、7月の実施分から現行の4円の奨励金を3円に引き下げております。近年の環境意識の高まりにもありますが、事業の目的でございますごみを減量しリサイクルする、こういう意識が十分に醸成されてきているという背景の中で、本市を除く10市が奨励金事業というのをやっているのですけれども、平均が2.67円ということもございます。あと集団資源回収事業の90パーセント以上を占めている古紙の市況ですけれども、これがある一定程度買取り価格を維持しているということ、また市の財政事情も説明した中で、昨年の10月、11月に総連合町会のほうに説明申し上げ、理解を求めた中で進めさせていただいております。

佐々木委員

そういう手順を踏んで今説明をしているということで、恐らくこれにおける影響額ということがあるのだろうというふうに思うのです。

それからもう一つ、資源回収業者の助成金は、平成20年度で廃止ということですが、この辺のところの説明をお願いします。

（生活環境）廃棄物対策課長

回収業者に対します助成金につきましては、集団資源回収事業そのものが市民に定着して回収量が安定しているという中で、道内10市のうち、旭川、釧路、帯広、北見の4市が助成金制度自体を持っていないということ、また集団資源回収の90パーセント以上を占める、先ほど申し上げた古紙の市況が一定の買取り価格を維持しているということ、これをもちまして、一昨年の段階で業者には廃止について御理解をいただいております、平成20年度はその激変緩和ということで1.6円を見ていったという経緯がございます。

佐々木委員

業者との話は済んでいるということですので、今回この提案をされて、通った部分について実施ということになるのだろうと思いますけれども、この事業についての今後の展開もお聞きしたいと思います。

（生活環境）廃棄物対策課長

市民みずからの手で行うごみの減量、資源化の活動を支援するというので、平成21年度予算では減額ということになりましたが、市としては今後も回収量が落ちないように、回収団体や資源回収業者の御理解と御協力を得ながら、今後も奨励していきたいというふうに考えております。

佐々木委員

ごみ処理について

関連して、ごみ処理費のところの問題です。

ごみ処理の中でいつも問題になってくるのは不法投棄の関係ですが、小樽市の実態について、どういうふうに把握していますか。

生活環境部副参事

不法投棄の現状ですが、まず量について答えさせていただきます。

まず、不法投棄につきましては平成13年度から監視体制をとっておりまして、17年度に強化したところでございます。現在の不法投棄の量でございますけれども、21年2月現在で、家電4品目につきましては、188台の不法投棄がございました。また、廃タイヤにつきましては2,166本、粗大ごみについては31トンの処理をしております。この数字につきましては、私ども生活環境部、それから港湾室、観光振興室等小樽市が主体となって収集処理した部分でございますし、また今挙げた品目はその中の主な品目でございます。

あと、監視体制といたしましては、現在は 4 月から 11 月までの期間を、市内の不法投棄監視重点地域 20 か所を中心にしまして、監視車 2 台、職員 5 名体制で月曜日から金曜日にかけて巡回しておりますし、冬期間のときには通報等があれば、その時点で対応しているのが現状でございます。

また、広域的にも札幌市など周辺市町村との連携をとっておりまして、協力関係を持ちながら監視体制を行っておりますし、また特に本年 7 月からは札幌市が家庭ごみを有料化するところから、今後は一層広域的な連携が必要になるのではないかと考えてございます。また、不法投棄者が判明若しくは悪質な事例につきましては、小樽警察署と連携をとっている、こういう現状でございます。

佐々木委員

今回の予算の中に対策費 300 万円が計上されています。その内訳と今後この不法投棄についての手だてと申しますか、対策を聞きたいと思っております。

生活環境部副参事

まず、平成 21 年度予算計上額の 300 万円の内訳でございますが、大きく二つに分けますと、監視体制に係る経費といたしましては、自動車の燃料費とか、車検費用、タイヤ購入費、被服費等で 149 万 8,000 円でございます。また、二つ目の処理に関する費用ということでいきますと、廃家電、廃タイヤの処理費、ごみ運搬委託料等で 150 万 2,000 円、合計 300 万円となっております。

次に、今後の対策ですけれども、まだまだ小樽市の不法投棄の状態は山間部に捨てられるケースも多いということから、現在の監視体制を当分維持した上で、21 年度には北海道環境地方事務所より監視カメラの無料貸出しを受ける予定でございます。不法投棄の特にひどいところにカメラを設置して監視を強化する予定であります。

それから、21 年度の新規事業で予算説明書に記載してございますけれども、東小樽から銭函海岸における海岸ごみをボランティア、各関係機関などに御協力をいただきながら、清掃することとなっておりますので、こういう事業も通しまして、不法投棄防止の啓発に役立て、また啓発、監視を今後とも強化してまいりたいと思っております。

佐々木委員

ごみ箱設置費等助成金が今回減額されて 41 万円が計上されています。この内容と内訳について教えてください。

（生活環境）廃棄物対策課長

ごみ箱設置費等助成金でございますが、ごみステーションなどにおけるカラスの被害や散乱防止、このために町会等が設置するごみ箱やごみネット等について、設置費又は購入費の一部を助成するものでございます。

ごみ箱につきましては、その設置費用の 2 分の 1、上限を 2 万円としております。ごみネット等におきましては、設置費の 2 分の 1、こちらは上限が 5,000 円ということになってございます。内訳はそのときによって異なりますが、平成 19 年度実績でいきますと、ごみ箱が 8 件、あとごみネットが 86 件ということになっております。20 年度は現在までの数字でございますけれども、ごみ箱が 11 件、ごみネット等が 84 件という実績になってございます。

佐々木委員

そういうふうには設置してカラス対策を一生懸命やっているけれども、助成金が減額されることについてはどういう認識をしておりますか。

（生活環境）廃棄物対策課長

確かに平成 20 年度予算に比べまして減額されておりますが、市内のごみステーションでは、一定程度ごみネット、ごみ箱が普及しているというふうには考えております。そして、新規の設置もございまして、傷んだものの買換えなどが主になってきておりますので、来年度の予算の範囲内で対応できるものと考えてございます。

佐々木委員

除雪費について

除雪費の関係で聞きます。

今日現在、もう降りやんだと思えば、また降ってくる状況なのですけれども、降雪量と積雪量との兼ね合いがあるのだと思いますけれども、今、予算執行してしまっていて、補正予算を組む状況にないのではないかというふうに思いますけれども、この予算の見通しはどのようなふうになっていますか。

（建設）雪対策課長

現時点での降雪量、積雪深、また予算の関係でございますけれども、今日の午前 0 時の気象庁のデータで申し上げますと、降雪量については 579 センチ、積雪深につきましては 67 センチという状況になってございます。

また、除雪費の関係でございますけれども、今年度の傾向と申しますか、雪の降り方、気温、気象も交えて答弁したいのですけれども、初雪が 11 月 4 日に降りまして、それから 12 月、1 月、極寒の状況ではありますけれども、皆さん御存じのように、雨が降ったり、日中気温が高かったり、また 1 月の気温の状態でございますけれども、これについては過去のベストテンを三つ更新してございます。1 番目が 1 月 23 日に 11 度ということで、一番高いほうから過去 1 位という状況になってございます。また、日中の最低気温が高いほうから、これにつきましては 1 月 1 日、2 日が 0.9 度ということで、過去のベストテンで 9 位、10 位ということになってございます。また、1 月の平均気温につきましては、マイナス 1.5 度ということで、ベストテンの第 5 位になってございます。それを見ますと、皆さん、非常に暖かい年とお考えになっていると思いますけれども、そういう中、降雪につきましては、ある一定を超えていますけれども、積雪深については非常に少ない。そういう状況でありまして、除雪についてはある程度執行状況が上がってございます。

また、排雪状況につきましては、積雪深と比例するように少ない状況になっております。

先ほど申し上げましたけれども、日中雪が解けて、夜にまた再凍結、これが昨年の初雪からかなりの部分で発生してございます。また、日中雨が降って、溶けて再凍結、そういう状況の中、砂散布の要望の増とか、砂箱の補充の砂の量、補充の回数などが増えてございます。

そういった中で、現在、精算中ではありますが、委託料以外の部分も精算して、あと過去の経緯を踏まえまして、3 月末までによほどのことがない限り予算内での執行で済み、補正は必要がないと考えております。

佐々木委員

苦情処理の件数についてはどうなっていますか。

（建設）雪対策課長

苦情、要望の関係でございますけれども、3 月 11 日現在でトータル 1,351 件ほど寄せられております。その中で、例年でありまして除雪の依頼ということが 1 位を占めておりましたが、今年度はちょっと変わった傾向がありまして、砂箱の補充依頼がトップを占めてございます。件数でいきますと、除雪の依頼が 290 件、除雪後の苦情が 201 件、排雪依頼が 188 件、砂まき依頼が 144 件、砂箱の補充依頼が 333 件、その他を含めまして 1,351 件ということで、砂に関するものが総件数の約 35 パーセントを占めております。

佐々木委員

市長への手紙の処理と対応について

市長への手紙について、これは平成 11 年度から取り組んだ事業ですけれども、これの処理と対応についてお伺いいたします。

（総務）広報広聴課長

市長への手紙についてのお尋ねでございますけれども、この事業につきましては、平成 11 年度から実施してございます。それで、件数等についてでございますけれども、今年度はまだ取りまとめ中で数字が出ていないものから、19 年度までの 3 年分で答弁したいと思います。

件数ですけれども、17 年度が 185 通で 238 件、1 通で 2 件、3 件の内容を出す方もいらっしゃいますので、手紙の数よりも多くなってございます。18 年度が 185 通で 245 件、それから 19 年度が 156 通で 203 件、このようになってござ

います。

佐々木委員

そういう中で、内容の傾向と、それを市長のほうに届けて、そして原課対応するとか、そういうこともあるのだらうと思います。その中で、実現に結びついた事例があったら教えてください。

（総務）広報広聴課長

市長への手紙の内容でございますけれども、区分といたしまして、一番多いのが要望で109件、53.7パーセント、それから苦情が45件で22.2パーセント、それから提言が23件で11.3パーセント、これは平成19年度の203件の中の数字ですけれども、その中で実施したものであるとか、そういう処理状況につきましては、実施、一部実施、それから実施予定、これにつきましては24件で全体の11.8パーセント、それから指導済み、それから御本人に説明して了解いただいたものを合わせて35件で17.2パーセント、あと参考意見として聞いたのが79件で38.9パーセントというふうになってございます。

それで、処理経過というか、方法ですけれども、皆さんから手紙をいただいたときには、まず市長に見ていただきまして、市長から指示事項があれば、それを各担当課のほうに伝える。ないものについても、担当課に処理を依頼し、全体を通して2週間で処理するようにしてございます。その中で担当課のほうから回答するものについては回答文をつくり、また市長の決裁をいただいて、市長が直筆で署名して返事を出すということにしております。また、回答を出す必要なく説明して了解していただくものについては、その処理経過を報告書にまとめまして、これにつきましても、市長に決裁をいただくというようなことでやってございます。

佐々木委員

最後に、市長に伺います。平成11年度から取り組んで今の実態でございます。市長の市民の声を聞いていくという姿勢については、変わらないと思っておりますが、市長への手紙ということについての感想と伺いますか、そういうことで最後に聞かせていただいて終わりにします。

市長

市長への手紙を始めてから、もう相当たちますけれども、御意見を聞く機会としましては、市民の声という箱を設置してやっている場合もありますし、それからいろいろな会合でいろいろな御意見を聞いたり、直接この市長への手紙でということもありますけれども、市政全般にわたって来ます。今、課長から説明したように、提言もありますし、要望もありますし、物によってはすぐ指示をして直接本人のところへ行って説明をしたり、そしてまた、いろいろな相談に乗ったりということもありましたし、もちろん感謝されているものもあります。一方でまた、匿名でいろいろと苦情を言ってくる方もいらっしゃいます。特に市民全般にわたるようなものについては、御本人が公開してもいいですというものについては、広報おたるで取り上げて、こういう質問があって小樽市はこういうふうにやっていますという、そういう取組もしています。いろいろなやり方で行っていますので、私としては非常にいい手段でないかと、広報広聴活動としてはいい手段だというふうに評価をしています。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会の質疑に移します。

大橋委員

新しい経済センターについて

まず小樽商工会議所の建物の移転、つまり日専連ビルへ移転するという問題が今日の北海道新聞に出ましたけれども、これに関連してお尋ねします。

この経済センターの建設については、商工会議所に経済センター建設特別委員会が設置されて、ずいぶん長く議論されてきた経過があります。新築という方向だったものが、とても今の経済状態などから会員の中からお金を集

めきれないという方向にだんだんっていき、その中から今回、日専連ビルということがあって、昨年末ごろに話が出たというふうに聞いております。

これに関して、経済センターの問題というのは、決して商工会議所の問題ではなかったのです。過去、小樽に観光客が来るようになって、そして小樽経済が活性化できるのではないかと、こうすれば活性化するのではないかと議論がされたときに、やはり小樽経済活性化のシンボルタワーといいますが、その部分として経済センターというものが議論されてきました。以前の議論の中には、第 3 号ふ頭のところにコンベンションセンター機能、それから外国船が入ってきたときに、外国人の船員や乗船客などの人たちがくつろげる空間を持った建物を建てて、そういうものを小樽の中心にしていこうという夢が語られた時期もあろうかと思えます。ただ、残念なことに、そういう夢を語れないほどに経済が落ち込んできたのかと思えますが、新築ではないにしても、今回、具体的に経済センターをつくるという形になったのですが、これは小樽にとって必要とされる経済センター像として、現在の時点でどんなものが必要であるか、このようなものであるべきだという経済センター像について、お考えをお尋ねいたします。

（産業港湾）産業振興課長

今、小樽にとりましての経済センター像ということで、お尋ねがございましたけれども、一般的に経済センターといえますと、産業経済の振興拠点あるいは金融、とりわけ中小企業を支援していくような機能あるいはまちづくりを進めていく機能、こういったものを持ち合わせたものが経済センターだろうというふうに思っておりますし、商工会議所のほうでも、当初持っていた経済センターの構想も、やはりそういったものが中心になっていたのではないかと考えてございます。

この構想につきましては、昭和63年ころから会議所のほうで、市内の経済界を中心にいたしまして、一定程度議論されてきたというふうに認識をいたしておりますけれども、この間、長い時間も経過しております、社会、経済動向が大きく変化いたしておりますけれども、今後、今まだ小樽商工会議所が日専連ビルを買収いたしまして、どういったテナントが入ってくるかということが未定ではございますけれども、今後日専連ビルが経済センターとして位置づけられるとすれば、商工会議所を中心といたしまして、中小企業を支援するといった機能を柱として、やはり産業経済あるいはまちづくりの拠点として、一定程度情報が蓄積されて、情報を発信していける、そういった機能が望ましいのではないかと考えているところでございます。

大橋委員

今、御答弁いただいたので、現在必要とされている経済センター像といいますが、そういうものについて私も一定の理解ができるのですが、この中で経済センターが、情報の集積、発信の場であるというような部分、それから中小企業の支援をするための場所であるという部分から、経済センターの中に市の行政機能の一部を入れることによって、経済界と行政との連携をスムーズにやっていく、また効果を上げていく、そういうことが当然考えられるのですけれども、現在発表されたばかりとはいいいながら、やはり過去ずっと経済センターという問題を考えてきた部分からいいますと、市の行政機能をセンターの中に入れていくことを考えていけるのかどうか、その辺についてどうでしょうか。

（産業港湾）産業振興課長

今、市の行政機能を経済センターに入れるかどうかというお尋ねがございましたけれども、この日専連ビルの取得につきましては、これまでいろいろ条件面の整備に関係者が協議をしてまいりまして、本年 2 月後半以降に、急速にお話が進み、売買の方向性が見えまして、最終的には、3 月 27 日の通常議員総会で決定されるというようなことで伺っているところでございます。商工会議所のほうからも市に対しまして、そういった機能を入れられないかというお話については、まだ現在まで伺っておりませんし、確かに委員のおっしゃるような形での官民との連携を図りながらの経済施策の推進につきましては、大変重要なことではないかと考えてございますけれども

も、昨今のお話でございますので、具体的な答弁をさせていただくのは、時期尚早ではないかというふうに考えているところでございます。

市長

もう長い間、これは経済センター構想がありまして、もう20年ぐらいたっていますね。私が経済部次長のころからの話ですから、当時第3号ふ頭の基部につくりたいというので、市から商工会議所に派遣して企画立案したという経過がありますけれども、当時はまだ市が中小企業センターを持っていましたので、ぜひ経済センターができた場合には中小企業センターを入れてほしいという話がありました。今中小企業センターはなくなりましたから、直接的な担当部署というか、そういうかわりのあるものがないので、正式にはまだ来ていませんけれども、何らかのお話はあるかと思えますけれども、来た段階で相談できるものは相談したいと思えます。

大橋委員

この問題を、ちょっと考えると、例えば、今、市の分庁舎に生活安全課と消費者センターが入っておりますけれども、あの部分を経済センターに入れるということを考えますと、以前から美術館、文学館を単独の建物で充実したものにしたいという念願がありましたので、そういうふうの一つずつ考えていくと、また夢を語れるのかと、そんなふうに考えます。ここの部分は答弁は要りません。

あと、今回、経済センターとして日専連ビルの話が急にまとまった経緯というのは、日専連側の希望している金額、いわゆる簿価といいますが、そういうものと、それから商工会議所のほうの予算が非常に離れていたのが、日専連側からの申出で急激に差がなくなったと。これは商工会議所の議員から聞いた話で、それ以上確認をとっていませんけれども、何か3億5,000万円ぐらいの簿価だったものが、今回向こうから2億円という形で提示があったということで急速にまとまったというふうに聞いていますが、これについて公共性のある、小樽市のためになる施設などのというときには、例えば漁業組合の市場を建築したときには、市からの助成が要請されまして、助成をした経緯があります。今回の場合に、商工会議所のこの建物の購入に関して、市からの助成が必要とされているのかどうか、お尋ねします。

（産業港湾）産業振興課長

日専連ビルの取得、それから移転にかかわる経費につきましては、私どもも詳細は承知しておりませんし、今、売買価格については一定程度合意に達するようなお話を聞いておりますけれども、移転にかかわる費用あるいは改修にかかわる経費といいますが、そういったことがまだ詰めきれていないというふうに聞いております。これらにかかわる経費でございますけれども、今日の新聞の報道にもございましたけれども、平成12年度から議員の皆様が積み立ててこられました基金がございます、この基金が1億1,700万円、残りにつきましては金融機関からの借入金で取得していくということでございます。それから、償還につきましては、現在その株式会社ニッセンレンライフの小樽支店ほか何店かテナントが入っておりますけれども、こういったテナント収入などを基本にいたしまして、金融機関への返済に充てていくということでございますので、現時点で申し上げますと、この今日日専連ビルの取得とか移転にかかわる資金計画につきましては、主に自己資金、それから金融機関からの借入金、テナント収入といったもので構成されているのではないかと考えております。

大橋委員

2月9日でしたか、商工会議所の総務常任委員会の中でこの方針が正式に諮られたわけですが、そのときに会議所議員の数名の方から、現在の建物をどうするのかという質問があったというふうに聞いております。商工会議所の建物は小樽の中では、小樽の建物という小冊子というようなものでも、商工会議所の建物も小樽を代表する建物として掲載しているのですが、そのときの回答としては建物を保存する方向で考えながら売却をしたいということだったというふうに聞いております。

一方、この話が表面化する前に、移転という話が会議所の議員の中でされていたときには、あの建物を売却しよ

うと思っても、現在、利用価値と申しますか、なかなか利用できないだろうと。つまり観光の施設として考えた場合にも、そこが小樽の観光コースの中から外れてしまった。ちょっとあそこでいろいろな商売をしても、今は成功しない場所に結局なってしまった。だから、要するに更地にして売るので、なかなか金額的には大変ではないかという議論もされていたのです。そういう中から結局回答には保存してという言葉を入れていますので、その部分も大切に考えたいと思いますけれども、商工会議所の建物の価値について小樽市としてはどのような評価をしているのか、それをまずお聞きいたします。

（建設）まちづくり推進室主幹

現在の商工会議所の建物の価値ということでございますが、この建物につきましては、昭和 8 年に小樽商工会議所として建てられた鉄筋コンクリート造の 3 階建ての建物でございます。外装は石川県産千歳石で彫刻が施され、また正面玄関には土佐産の大理石が用いられるなど、重厚な外観を見せております。北のウォール街と呼ばれた当時の小樽の全盛期の雰囲気醸し出している建物でないかというふうに考えております。

このようなことから、昭和初期における鉄筋コンクリート造の建物として非常に貴重なものの一つであるということから、本市では昭和 60 年に小樽市指定歴史的建造物として指定しております。現在 66 棟ある指定歴史的建造物の一つでございます。

大橋委員

そういう小樽にとって貴重な財産であるという部分では、評価が一致すると思います。

ただ、難しいのは、非常に大きな建物であるというところ、それから特に手を入れずにずっと使っていますので、老朽化が非常に激しいということがあります。

その中で、小樽の場合にやはりそういう近代建築と申しますか、そういう歴史的なものが残っているということが、このまちの一つのバックボーンになっているわけですから、それをどうするかという部分で、これは商工会議所が買手を探して、そして保存してくれる人に売るということとただ商工会議所にお任せしているというだけでは、これは先ほど言いましたように、商工会議所の議員の中に、最後は更地にするしか売る方法はないねという議論が出るぐらいの話ですから、そこにおいて、私は小樽市も商工会議所と一体となり、どうしたらいいかということを考えていっていただきたいというふうに思っているのですが、その辺についていかがでしょうか。

市長

商工会議所とは定期的に話し合いをしています。議会前に話をしたときに、一切お話がなかったのですけれども、つい最近そういう方向になりつつあるというお話を聞きました。その段階でも、まだあとの建物をどうするかというお話はなかったのです。それで、今、歴史的に価値のある建物だということは間違いのないわけで、これからどうされていくのか、今日の新聞によりますと再活用していただける方に売りたいという構想のようですから、もう少しお話を聞いた上で、またいろいろと相談があると思いますので、じっくりまた話し合いしていきたいと思えます。

大橋委員

次の質問に移ります。

学校支援地域本部の設置申請について

次の質問は、2月25日の北海道新聞で私は初めて知ったのですけれども、教育委員会が学校支援地域本部の設置を申請したという記事が載っておりました。これにつきまして、設置申請をどうして行ったのか、その経過等をお願いします。

教育部川田次長

学校支援地域本部の関係ですけれども、従前、私どものほうで小樽市は学校地域支援本部については申請をしないということをお話してございました。その理由というのは、まず一つは平成 20 年度だけの申請というふうに聞いて

いましたので、20年度の書類が来たのが3月の今ごろで、そして3月19日までに北海道に提出してくださいという経緯でございました。

その短期間の中では、4月から学校行事などがもう既に決まっている中で、学校に新しいこういう組織を立ち上げて、今までやっている学校支援の仕組みを壊すようなことはしたくないという形の中で、道のほうには回答していた経緯がございます。

それが、本年1月に新しく21年度も申請できますという形になりましたので、それであれば、こういう組織を使ってこの学校の中に地域の方を入れて、学校を支援してもらおうということはいいことではないかと思ってございました。

それともう一つ、同時に、この学校地域支援本部にはコーディネーターの方が必要になってくるわけです。今までコーディネーターの方も、適当な方という言葉は悪いですが、なかなか難しいということもございまして、今回新聞に載っていましたように、色内・手宮地区の中で、そういう例えばボランティア組織をつくられた方がいらっしゃいまして、そういった方に声をおかけして、どうでしょうかという話をしたところ、その方が私はコーディネーターを引き受けてもいいという形になりましたので、今回21年度の申請したということでございます。

大橋委員

この問題については、以前に議会で議論しているのでも、その繰り返しになりますけれども、その過程について少し述べさせていただきますけれども、私がこういうものがあるということを知ったきっかけは、一昨年がその前、小樽の西陵中学校で東京都杉並区立和田中学校の民間出身校長である藤原先生、いわゆる「よのなか科」とか非常に熱心にされた方でありましたけれども、その方の講演があったところから始まりました。それで、昨年3月に小樽青年会議所が学校支援地域本部のほうと連絡をとりまして、それで小樽グランドホテルでこれに関する講演会を行いまして、それには市民、私ども、それから教育委員会も参加してお話を聞いた経緯がございます。その続きとして、今度7月には函館市教育委員会で藤原先生が教育関係者に対して講演をされまして、そのときに小樽にも行っていいということになりました。ただ、日程をお聞きしましたら、結局それは小樽の潮まつりの日でございますので、潮まつりのときにとても行事を組めないということで、お断りした経緯がございます。その後、今度はどうでしょうかということで地域本部のほうに話をしましたら、そのときの向こうのお返事が、学校支援地域本部の申請が始まったのだけれども、北海道では小樽市以外は全部申請したけれども、小樽市だけが申請していないのを御存じですかと。そういうふうに申請をしないところに大変忙しい藤原先生を差し向けるわけにはいきませんという形で断られました。それで、私は初めて全道の市町村が申請しているのに小樽市だけ申請していなかったということを知って質問したわけです。

私及び自民党の佐藤議員がそれに関連して質問したのですが、そのときは、小樽は従来からのボランティア活動というものをやっていて、そこに有償のボランティアとか、またそのような形で入ったりする形よりは、現在の路線でやっていくという御答弁をいただいております。さらに、2月には日本経済新聞の道内版で小樽市のみ申請せずということで特集めた記事まで書かれた部分があるのですが、その後には今度は北海道新聞に申請していましたということが出たのです。

それで、申し上げたいのは、申請することを別に議会に一々断る必要もないし、議会が開かれるまで待つ必要もないと、私は思っています。ただ、議会の中で申請しないのですかという質問が複数あり、その中で小樽市は方針として申請しませんという答弁があり、しかしその方針を今度は転換したときに、何ら議員、議会に対してその経過の報告がなかったのです。新聞を見て初めてわかったということです。つまり、私の考えとしては、やはりこういうふうに申請しましたという説明ぐらいはあるべきであろうというふうな思いがします。

今回の議会論議の過程を考えて、その上でこの問題が新聞報道で初めてわかった。そして、今回の議会においても、今日質問するまでは、別に何も出てこない。そういうことを考えますと、私はやはり議会論議の過程を完全に

軽視しているというふうに思っております。そこについてどうお考えでしょうか。

教育部長

確かに、この学校支援地域本部の関係、予算特別委員会の中でも何度が議論されてきた経緯があったと思います。それで、平成20年度の申請をしなかったというのは、今、川田次長のほうから言ったとおりのことで、それは従前から委員会の中でも話をさせていただきました。

それで、この部分、記憶違いではないと思うのですが、第4回定例会でもこの議論がなされまして、私どもが当初思っていたのは、これは北海道のほうからも来ておりましたけれども、これはあくまでも20年度だけの公募で、それを過ぎてしまうと、もう新たな公募はありませんということで、昨年夏、秋ぐらまで、そういう言い方で4回、5回ぐら公募の検討と申しますか、公募を求めるといような文書も来ていたと思います。

それで、私どもも21年度はどうなるのかというのは、ちょっと国のレベルでもいろいろ動きがあったのですが、国の21年度予算の中で、21年度も新規公募があるかもしれないといった動きも聞きました。それで、たしか第4回定例会だったと思うのですが、この学校支援地域本部事業の制度というものが、小樽のそれぞれ学校でのボランティアの拡大に資するものというか、プラス要件になるのであれば、当然取り組んでいかなければならないだろうということと、それともう一つは21年度、新規の申込みというのは可能になるのかどうか、その辺も道からも情報を聞きながら、市教委としての対応を決めていきたいという、そういった答弁をさせていただいたと思います。それで、実は1月27日だったと思いますけれども、21年度の新規の募集も受けますということで道教委からの通知もありましたし、12月ぐらに21年度の新規はオーケーだというお話もちょっと聞いていたものですが、それぐらから、今、次長が言いました色内・手宮方面を中心にして、そこでボランティア活動をやっている方あるいは直接学校あるいは地域の方、そういった方にも相談をさせていただいて、それでは申請してみようかということで、1月27日に申請をいたしました。

ですから、確かに委員がおっしゃるとおり、申請しないと申したものが、ある時点で申請すると言ったのは事実なのですが、私の理解としては、その第4回定例会での質疑も含めて新年度はどうなるのか、そういった部分を見極めて、市としては21年度は検討してみたいといった言い方もしていたというふうに思っていましたので、ああいう形で申請をして、まだ認可になるかどうかというのは、この後4月ぐらに、道から来るのですが、基本的にはそういった経過なり考え方の中で今回申請をしたということでございます。

大橋委員

一言で申し上げますが、今は経過について再度説明をいただきました。しかし、私が質問したのは、議会の中において論議があり、それを答弁したことと違う結果になったことに対して、なぜ申請後、説明が一言もなかったのか。それは議会論議の過程を軽視したものではないかという、その1点だけあります。

教育部長

確かに委員が言われるように、ある意味、教育委員会の考え方が変わって、申請しないと申したものを今回申請したというのは事実ですので、明日の総務常任委員会の中でもこの間の経過なり、そういったことも含めてこのようにする、あるいはそれぞれ各会派に説明をさせていただく、そういったものをさせていただければというふうには思っております。

大橋委員

質問には答えませんが、終わります。

委員長

質問に答えられないのでは、いけないのではないですか。いいですか。

平成会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時43分

再開 午後 6 時48分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

教育部長

学校支援地域本部事業につきまして、このたびの申請に当たり、過去の議会答弁との関係から、各会派代表者の皆様及び御質問をいただいた議員の皆様事前に説明すべきところを、結果としてこのような御指摘を受けることになり、深く反省しております。今後このようなことのないよう、十分注意してまいります。

委員長

菊地、中島両委員より、別紙お手元に配布のとおり修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。

中島委員。

中島委員

日本共産党を代表して、議案第 1 号に対する修正案の提案説明を行います。

昨年末の経済不況で、失業者が急速に増加しています。とりわけ派遣やパートなどの不安定雇用の労働者が一番先に首切りになり、消費悪化を加速させ、日本経済そのものが出口の見えない状況です。

日本共産党は、1、失業者を出さない、2、再雇用までの生活支援、3、労働者派遣法の抜本的改正を提案して取り組んでいます。

今回の修正案では、雇用を拡大し、市民の暮らし、営業を守り、地域経済支援を中心にしています。

平成21年度予算では新規卒業高校生の市の臨時職員採用10人を予定していますが、さらに20人を追加して、全体で30人とし、4月までに就職先が決まらない高校生への支援を拡大します。また、全国的な経済悪化の影響で、保育所待機児童が半年で2倍にもなり、本市でも3月1日時点で、54人の子供たちが保育所のあき待ち状態です。とりわけゼロ歳、1歳児はその約6割を占めています。この解消のため、市内3か所の保育所で産休明け保育を開始するために、臨時保育士6人分の人件費として1,158万円、ゼロ歳児対応の施設改修費416万円も含めて、施設維持補修費は当初予算60万円から476万1,000円に拡充します。

ふれあい見舞金制度は、20年度から社会福祉協議会の単独事業となりました。市は、福祉灯油制度は冬期の灯油代の動向で決定すると当初予算は組んでいません。修正案では、経済的弱者への冬期支援として1世帯5,000円、5,000世帯分の2,500万円を予算化します。なお、冬期の灯油代値上げ時には追加分を検討します。

貸付金は10万円、20万円の小口をその場ですぐ借りられる市直貸しでの対応が求められています。毎回提案していますが、直貸しの無利子、無担保の駆け込み緊急資金貸付金として、限度額50万円、年度末一括返済で6,000万円を計上しました。

なお、高すぎる国民健康保険料の滞納による資格証明書発行で、医療が受けられない深刻な事態が広がっています。国保料の1世帯1万円の引下げに2億1,500万円、また昨年度に引き続き、職員手当は期末手当0.9か月削減分を回復したいところですが、財源がありませんので、とりあえず0.5か月分の回復分として2億1,564万5,000円計上しました。

以上の財源として、不要不急の事業の見直し、中止を行い、有価証券の売払いなどを充当します。石狩湾新港管理組合負担金は負担金の80パーセント公債費分を削減、土地開発公社の貸付金は中止、新幹線関連の都市計画道路

将来交通量推計調査費、電話交換業務委託料、住民基本台帳ネットワークシステムの関係費、小中学校適正配置関係経費を削減します。

これにより、一般会計の財政規模は 6 億 9,231 万 8,000 円圧縮され、535 億 2,247 万 5,000 円となります。

我が党の修正案に対し、ぜひ委員各位の御賛同をお願いして提案とします。

委員長

これより、一括討論に入ります。

共産党、菊地委員。

菊地委員

日本共産党を代表して、ただいま提案された議案第 1 号に対する修正案に賛成、原案に反対、議案第 2 号ないし第 12 号、第 14 号ないし第 17 号、第 19 号、第 22 号、第 24 号、第 29 号及び第 35 号ないし第 37 号並びに報告第 3 号に反対の立場で討論をします。

予算修正案の提案説明でも述べていますが、雇用破壊が進み、生活不安が大きくなっている状況下です。この間の構造改革路線が内需・家計をないがしろに、日本の経済を極端な外需頼みの構造にしたことで、アメリカ発の金融危機という大津波から国民の暮らしと経済を守る防波堤を崩した政府・与党の責任は重大です。

国の 2009 年度予算案では、雇用対策も短期的、一時的なものにすぎず、社会保障についても依然として抑制路線に固執しています。

地方財政対策では、この間の地方からの要請にこたえ、地方が必要とする一般財源の削減に一定の歯止めがかかったとはいえ、長引く不況による税収の落ち込みをカバーして住民生活を支える保障にはほど遠いものです。こうした厳しい財政状況の下でも、市民の雇用を守り、生活防衛の立場で予算を組み立てることが、地方自治体には求められています。

そうした立場で、平成 20 年度補正予算、平成 21 年度予算を審議する限りでは、中小企業対策、住民の要望にこたえて介護保険料の引下げなど、評価すべき内容が含まれているとはいえ、雇用対策としての交付金措置が雇用創出にすべてつながることにはなっておらず、20 年度の赤字穴埋めに使われています。

我が党の修正案は、雇用の創出と生活防衛に重点を置きました。本委員会の質疑の中では、3 月 1 日時点の保育所待機児童が 54 名に上ることが明らかになりました。仕事を求めている母親たちには雇用の機会を、そして子供たちの育ちを保障する場を提供しながら、保育士など雇用を増やす予算を計上しました。

平成 20 年 9 月時点での国民健康保険料滞納者への資格証明書発行数は 485 世帯、加入世帯数の 2 パーセントを超えています。命綱である国保証が手元にないことほど不安なことはありません。漏れなく短期証を交付することはもちろんのこと、支払可能な国保料に引き下げるべきです。

この間、職員給与の大幅な引下げで、地域経済にも大きな影響が出ています。こうした影響を少しでも回復すべく、職員給与の削減幅を圧縮しています。財源については提案説明で述べました。

その他の議案に対しての態度も含め、詳しくは本会議に譲り、各会派の皆さんの修正案への賛成を訴えまして、討論とします。

委員長

平成会、大橋委員。

大橋委員

議案に対して賛成の討論をさせていただきます。

今回の予算特別委員会の審議の中で、私どもの会派の成田祐樹委員から教育用パーソナルコンピュータの更新について、その購入額、それから購入手法、そういう点についてもっと安いほかの方法もあるのではないかとということで提案し、議論いたしました。その議論の結末を見ないままに今回この日を迎えているわけですがけれども、私ど

もはその部分については納得をしておりません。まだまだ工夫すべきだと思っております。

ただ、その 1 点をもって予算案全部を否定するという話にはならないというふうに考えておりますので、予算案には賛成はいたしますけれども、本会議の中でさらに私どもの主張を述べ、そしてまた予算を執行する上で、そのようなことも考慮してもらうことを希望しながら、本会議に臨みたいと思っております。

詳しくは本会議で述べさせていただきますので、これにて終わります。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 1 号に対する修正案について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案どおり可決することに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第 2 号ないし第 12 号、第 14 号ないし第 17 号、第 19 号、第 22 号、第 24 号、第 29 号及び第 35 号ないし第 37 号並びに報告第 3 号について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告は承認と、それぞれ決定することに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも菊地副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。意を十分尽くしませんが、委員長としてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。